

2023 履修の手引き

同志社大学大学院
文化情報学研究科

Doshisha University
Graduate School of
Culture and Information Science

春学期

17 5/6週(107日)

秋学期

17 5/6週(107日)

2023年

4月1日(土)	春学期始め・春学期入学式
2日(日)	新入学生履修指導期間
3日(月)	
4日(火)	
5日(水)	
6日(木)	履修科目登録期間
7日(金)	
8日(土)	
28日(金)	講義開始
28日(金)	春学期学費納入最終日
4月29日(土)	休日
5月5日(金)	
7月17日(月)	海の日(授業日)
28日(金)	講義最終日
29日(土)	期末試験開始
8月10日(木)	期末試験終了
11日(金)	期末試験予備日・夏期休暇開始
9月7日(木)	春学期学位論文総合審査日
7日(木)	夏期休暇終了
8日(金)	在学生成績通知
20日(水)	春学期終り
23日(土)	春学期学位授与式

9月21日(木)	秋学期始め・秋学期入学式
21日(木)	秋学期履修科目登録変更
22日(金)	
25日(月)	講義開始
10月9日(月)	スポーツの日(授業日)
31日(火)	秋学期学費納入最終日
11月3日(金)	文化の日(休日)
23日(木)	勤労感謝の日(休日)
26日(日)	創立記念行事週間(休講)
27日(月)	
28日(火)	創立記念日(休日)
29日(水)	
12月23日(土)	冬期休暇開始
25日(月)	キリスト降誕日(休日)

2024年

1月8日(月)	冬期休暇終了
8日(月)	成人の日(休日)
9日(火)	講義再開
23日(火)	創立者永眠の日
29日(月)	講義最終日
30日(火)	期末試験開始
2月12日(月)	振替休日(試験日)
17日(土)	期末試験終了
3月7日(木)	秋学期学位論文総合審査日
15日(金)	在学生成績通知
20日(水)	秋学期学位授与式
21日(木)	
22日(金)	秋学期終り
31日(日)	

2023年

日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土										
1							1 2 3 4 5 6							1 2 3							1										
4 月	2	3	4	5	6	7	8	5 月	7	8	9	10	11	12	13	6 月	4	5	6	7	8	9	10	7 月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15		14	15	16	17	18	19	20		11	12	13	14	15	16	17		9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22		21	22	23	24	25	26	27		18	19	20	21	22	23	24		16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29		28	29	30	31	25	26	27		28	29	30	23	24	25	26		27	28	29	30	31		
	30																														

日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土																		
8 月			1	2	3	4	5	9 月							1	2	10 月			1	2	3	4	5	6	7	11 月						1	2	3	4	5	6	7
	6	7	8	9	10	11	12		3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	13	14	15	16	17	18	19		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	13	14	15	16	17	18	19		10	11	12	13	14	15	16	17		18	19	20	21	22	23	24	25	26		27	28	29	30	31	12	13	14	15	16	17	18
	20	21	22	23	24	25	26		17	18	19	20	21	22	23	24		25	26	27	28	29	30	31	14	15		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27

2024年

日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土										
1 2							1 2 3 4 5 6							1 2 3							1 2										
12月	3	4	5	6	7	8	1月	7	8	9	10	11	12	2月	4	5	6	7	8	9	10	3月	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15		16	14	15	16	17	18		19	20	11	12	13	14	15		16	17	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22		23	21	22	23	24	25		26	27	18	19	20	21	22		23	24	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29		30	28	29	30	31	25		26	27	28	29	24	25	26		27	28	29	30	31				
	31							31							31								31								

●印は「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

	I	II	III	IV	V
授業時間	9:00～10:30	10:45～12:15	13:10～14:40	14:55～16:25	16:40～18:10
	VI	VII			
	18:25～19:55	20:10～21:40			

CONTENTS

1 文化情報学研究科について

人材養成目的	02
ディプロマ・ポリシー	04
カリキュラム・ポリシー	05

2 前期課程 履修案内

前期課程について	06
登録・試験・成績について	08
開講科目一覧	11
研究指導科目概要	16
修士論文について	20

3 後期課程 履修案内

後期課程について	24
登録について	25
開講科目一覧	26
講義概要	30
研究指導科目概要	34
博士学位取得までのプロセス	37
博士論文について	38

4 学生生活について

文化情報学研究科事務室について	42
掲示板について	42
文献室等の利用について	43
大学院共同研究室の利用について	44
T A ・ R A について	44
試験監督補助について	45
研究成果発表に対する補助について	45
社会調査士資格について	46

◆同志社大学大学院学則	51
◆同志社大学学位規程	66
◆大学院一般内規	70
◆大学院研究生に関する内規	72
◆大学院研修生に関する内規	72
◆外国留学に関する諸規程	73
◆関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書	75
◆交通機関の不通と暴風警報・特別警報発表に伴う授業・試験の実施について	76

I 人材養成目的

文化情報学研究科においては、人々の営み—文化—を、単に直感や経験則によってではなく、理論とデータに基づいて科学の視点から捉え、異なる学問分野の知識を有機的に結合して新しい文化理解の方法論を構築し、文化のよりよい伝承と、時代の要請に応える文化の創出に貢献できる研究活動を行い、学際的な研究能力の涵養と、新たな学問分野を開拓できる能力の啓発を教育研究上の理念・目的としている。

これら教育研究上の理念・目的を達成するために、①文化資源学、②言語データ科学、③行動データ科学、④これらの科学探究を支えるデータ科学基盤の4つの特化コースを重点開拓分野とし、各コースが連携して文化の諸事象・現象を対象に高度な教育研究活動を展開する。

具体的には、文化資源が持つ多彩な情報の関連性の総合化、複雑かつ曖昧な言語現象の解明、多様な人間行動の説明・予測・デザイン、数理・情報・統計科学の方法論構築など、異なる学問分野を融合した教育研究活動を展開している。それによって、前期課程では、柔軟な発想のできる広い視野を有し、社会で生起する多様で複雑な諸問題に的確に適応できる柔軟な発想能力を有する高度な専門職業人の育成を、後期課程では、文化の諸現象を多様な視点で解析し、文化に関する新たな研究手法を開発する能力、新たな学問分野を開拓する能力などを有する、国際社会で活躍できる研究者の育成を目指している。

前期課程の修了者は社会のあらゆる分野で活躍できると考えており、特に、さまざまな文化事象に対する深い理解力とともに情報分析能力を身につけていることから、公共機関や企業の研究調査解析部門、新聞社・テレビ局など報道関係、博物館・美術館などの機関での活躍が期待できる。また、後期課程の修了者は大学における先端的な文理融合部門、意思決定・立案の為の調査と分析を行う機関、大学や国・地方公共団体の空間情報解析・文化財保護関係部門、博物館・美術館などの研究機関で研究員として活躍することが期待できる。

これらのことを具現化するため、各課程で以下の研究指導を実施する。

前期課程

前期課程では、所属研究分野の専門的知識のみならず、幅広く高度な知識・能力を身につけさせるため、①文化資源学コース、②言語データ科学コース、③行動データ科学コース、④データ科学基盤コースの4つの特化コースにおける設置科目を幅広く履修させ、研究指導科目である文化情報学研究実験と、研究発表およびそれに関する討論を中心とするシンポジウム科目を必ず履修させ、修士論文の研究指導を実施している。

また、自らの研究分野の位置づけと問題意識を認識し、自立して研究活動を行うことができる能力を涵養するため、共同研究や産学連携などに参加させ、実践的な環境下で研究指導を受けられるよう配慮するとともに、国内学会・会議で1件以上の発表と、紀要・学会誌等に1件の投稿を達成させ、専門分野のみならず、外国語能力、文献読解能力、論文執筆技法、プレゼンテーション資料作成技法、プレゼンテーション技法、問題解決能力を身につけさせることを目標にして指導を行っている。

後期課程

後期課程においても、博士論文の研究指導だけではなく、文化資源学・言語データ科学・行動データ科学・データ科学基盤の各コースの教育研究内容に関連した専門科目・共通科目をバランス良く履修できるとともに、主指導教員の文化情報学特殊研究と、研究発表および司会を担当するシンポジウム科目を必ず履修させる。ひとつの研究領域だけでなく、関連する分野の基礎的素養を涵養し、文理融合を主軸とした研究方法も修得させ、豊かな学識を有する研究者の養成を目指している。

また、年1回の国内会議、修了までに国際会議での口頭発表1件、査読付学術誌論文1篇の採録を達成させるなどの客観的な評価も取り入れて、研究能力のみならず、外国語論文執筆技法、外国語プレゼンテーション技法、ディスカッション能力、問題発見・解決能力を身につけることを目標にして指導を行っている。

2 ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

前期課程

- 知識・技能
データサイエンスの高度な知見と、対象文化領域の深い専門知識に基づいて、科学的な探究を行える。対象文化領域に対する専門的知識とそれを科学的に探究するための基礎的な研究手法を身につけることができる。
- 思考力・判断力・表現力
異なる学問分野の知識を有機的に結合して新しい文化理解の方法論を構築する能力を持つ。複雑かつ曖昧な文化と人間に関する現象について科学的探究を完遂し、問題発見・問題解決に応用できる。
- 主体性・多様性・協働性
柔軟な発想のできる広い視野を有し、社会で生起する多様で複雑な諸問題に的確に適応できる柔軟な発想能力を有する。

後期課程

- 知識・技能
データサイエンスの最新の知見と、対象文化領域とその周辺領域の深い専門知識に基づいて、科学的な探究を行える。文化と人間に関する未開拓な主題設定や研究方法の開発に挑み、新たな学問分野を創出できる。
- 思考力・判断力・表現力
研究設計を独自に計画・実施し、対象文化領域に対する深い専門的知識と、それを科学的に探究するための発展的な研究手法を身につけることができる。
- 主体性・多様性・協働性
文化の諸現象を多様な視点で解析し、文化に関する新たな研究手法を開発する能力、新たな学問分野を開拓する能力などを有し、国際社会で活躍できる。

3 カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

前期課程

■ 知識・技能

データサイエンスの高度な知見と、対象文化領域の深い専門知識に基づいて、科学的な探究を行える人材を育成するために、専門科目、共通科目、研究指導科目、シンポジウム科目、論文によって構成されるカリキュラムを配置している。なお、授業科目は文化資源学、言語データ科学、行動データ科学、データ科学基盤の4つのコースにそれぞれ配置している。

授業科目群は、学際的な研究能力の基礎となるデータサイエンスの高度な知見と所属コースの深い専門知識を習得することを到達目標とし、所属コースの専門科目からは12単位以上を履修する。

研究指導科目群は、授業科目群で習得する知識に基づいて、対象文化領域に対する専門的知識とそれを科学的に探究するための基礎的な研究手法を身につけることを到達目標とし、文化情報学研究実験を必修科目として、1年次から2年次にかけて4単位を履修する。

■ 思考力・判断力・表現力

論文は、研究指導科目において実施した研究をもとに、複雑かつ曖昧な文化と人間に関する現象について科学的探究を完遂し、問題発見・問題解決に応用でき、新たな知見を公表することを到達目標とし、必修とする。

■ 主体性・多様性・協働性

シンポジウム科目は、研究発表を通して、発表技法を身につけるだけでなく、自身の研究の方向性や位置づけを明確に把握することを到達目標とし、必修科目として1年次から2年次にかけて4単位を履修する。

後期課程

■ 知識・技能

データサイエンスの最新の知見と、対象文化領域とその周辺領域の深い専門知識に基づいて、科学的な探究を行える人物を育成するために、専門科目、共通科目、研究指導科目、シンポジウム科目、論文によって構成されるカリキュラムを配置している。なお、授業科目は、文化資源学コース、言語データ科学コース、行動データ科学コース、データ科学基盤コースに配置している。

授業科目群は、新たな学問領域を開拓する基礎となるデータサイエンスの最新の知見と、対象文化領域および周辺領域の深い専門知識を習得することを到達目標とし、専門科目および共通科目から10単位以上を選択履修する。

研究指導科目群は、授業科目群で習得する知識に基づいて未開拓な主題設定もしくは研究方法を用いた研究を独自に計画・実施することを到達目標とし、文化情報学特殊研究を必修科目として6単位を履修する。

■ 思考力・判断力・表現力

論文は、研究設計を独自に計画・実施し、対象文化領域に対する深い専門的知識と、それを科学的に探究するための発展的な研究手法を開発し、そこから得た新たな知見を公表することを到達目標とし、必修とする。

■ 主体性・多様性・協働性

シンポジウム科目は、研究発表を通して、発表技法をより良いものにするだけでなく、自身の研究の方向性や位置づけを明確に把握することを到達目標とし、必修科目として、1年次から2年次にかけて4単位を履修する。

1

前期課程について

修業年限と在学年限

博士課程（前期課程）の標準修業年数は2年。4年を超えて在学することはできない。

学位論文審査および
課程修了の認定

修士学位論文は、在学期間中に審査を終了する。後述の修士論文提出の要領を参照すること。
なお、課程修了の認定は、研究科長会において行う。

修士学位論文を提出できない場合は指導教員に相談すること。

学 位

本研究科博士課程（前期課程）を修了した者には「修士（文化情報学）（同志社大学）」の学位が授与される。

修了要件

前期課程の修了要件は、次のとおりである。

- ① 博士課程（前期課程）に2年以上在学していること。
- ② 指導教員担当のコース専門科目を4単位以上修得していること。
- ③ 所属コースのコース専門科目（指導教員の担当科目を除く）を8単位以上修得していること。
- ④ シンポジウム1～4の4単位を修得していること。
- ⑤ 文化情報学研究実験Ⅰ～Ⅳの4単位を修得していること。
- ⑥ 前項②～⑤の修得単位と、本研究科他コースの専門科目、専門社会調査士認定科目^{（注1）}、共通科目（文化情報学特殊講義と英語科目）、本学他研究科設置科目ならびに高等研究教育院設置科目、関西四大学大学院単位互換科目、大阪大学大学院基礎工学研究科交流科目、DS4科目、外国協定大学における履修科目^{（注2）}の修得単位とを合わせて合計30単位以上修得していること。
 （注1）専門社会調査士認定科目は6単位まで修了単位として算入する。
 （注2）2023年度以降生
 【1】1. 本学他研究科設置科目……………10単位まで
 2. 高等研究教育院設置科目……………10単位まで
 3. 関西四大学大学院単位互換科目……………10単位まで
 4. 大阪大学大学院基礎工学研究科交流科目……………10単位まで
 5. 外国協定大学における履修科目……………10単位まで
 1～5について合計15単位までを上限として、修了単位に算入する。
 【2】入学前の既修得単位について
 研究科において教育上有益と認めるときは、入学前に他の大学院において修得した単位について15単位までを上限として認定する。
 【3】修得したものとみなすことができる単位数は、【1】3～5、【2】を合わせて20単位までを上限とする。

(注2) 2021～2022年度生

- 【1】 1. 本学他研究科設置科目……………10単位まで
 2. 高等研究教育院設置科目……………10単位まで
 3. 関西四大学大学院単位互換科目……………10単位まで
 4. 大阪大学大学院基礎工学研究科交流科目……………10単位まで
 5. DS4科目※……………10単位まで
 6. 外国協定大学における履修科目……………10単位まで
 1～6について合計15単位までを上限として、修了単位に算入する。

【2】 入学前の既修得単位について

研究科において教育上有益と認めるときは、入学前に他の大学院において修得した単位について15単位までを上限として認定する。

【3】 修得したものとみなすことができる単位数は、【1】3～6、【2】を合わせて20単位までを上限とする。

(注2) 2013～2020年度生

1. 本学他研究科設置科目ならびに高等研究教育院設置科目……………8単位まで
 2. 関西四大学大学院単位互換科目……………8単位まで
 3. 大阪大学大学院基礎工学研究科交流科目……………8単位まで
 4. DS4科目※……………8単位まで
 5. 外国協定大学における履修科目……………10単位まで
 1～5について合計10単位までを上限として、修了単位に算入する。

※(2019年度協定締結)超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業「独り立ちデータサイエンティスト人材育成プログラム(DS⁴)」における大阪大学との授業交流科目

⑦ 修士論文を提出し最終試験に合格すること。

⑧ 研究に必要な外国語に通じていること。

- I. 修士論文提出までに研究科で定められた語学検定試験の基準を満たし、正式なスコアシート原本を研究科に提出すること。
 II. Iの要件を満たさない場合は、「Strategies in English Communication 1」の単位を修得すること。

〈特記事項〉

上記I. について

語学検定試験における必要基準は以下のとおりとなる。

■英語の場合

TOEIC[®] Listening & Reading Test : 750点以上、TOEFL[®]-PBT : 558点以上、TOEFL-iBT[®] : 83点以上。ただし、提出時点においてスコア取得から2年以内のスコアシートのみ有効。

■留学生の場合

日本語能力試験N1合格の可否結果通知書原本を提出すること。

上記II. について

- ・「Strategies in English Communication 1」と「Strategies in English Communication 2」は同時履修可。ただし、「Strategies in English Communication 2」の単位を取得しても、「(同科目)1」の単位が取得できない場合、「研究に必要な外国語に通じていること」の要件を満たしたとは認められない。
- ・前期課程で取得した、「Strategies in English Communication 2」の単位は、後期課程に進学する場合、後期課程における入学前取得単位として認められる。

なお、早期修了者については修了要件を別途に定める。

2

登録・試験・成績について

登録に関する
一般的注意

- ① 登録は必ず定められた期間内に学修支援システム DUET (WEB) にて登録を行うこと。(下記「科目登録の方法」参照)
- ② すべての科目について配当年次が定められているので、「開講科目一覧表」で確認すること。
- ③ 過年度・過学期に合格点を得た科目を再度登録することはできない。
- ④ 間違った科目コードで登録することがないように注意すること。間違ったコードが別の科目の登録コードであった場合は、別の科目が登録されることになる。
- ⑤ 受付終了間際に利用が集中することが予想されるので、余裕をもって、必ず定められた期日のサービス時間内に登録を完了させること。本学のネットワーク障害やサーバ障害によってサービスが中断される場合を除き、個人の事情による登録手続の未完了や漏れ、ミスについては対応しない。いったん登録した科目は、変更や履修中止手続き期間以外での履修中止を認めないので、よく考えて登録すること。ただし、秋学期開講の一般登録科目については、秋学期の講義開始前に、登録変更を受け付ける。
- ⑥ 秋学期の登録変更受付、登録科目の確認、履修中止受付の日程は大学HP・文化情報学研究科HP・DUETで確認すること。(春学期は次の「科目登録の方法」のとおり)

科目登録の方法

1

登録

登録期間に DUET にて希望する科目の登録を行う。

日 時：4月5日(水) 10:00～4月6日(木) 17:00



2

登録科目の確認

DUET にて「登録科目確認表」をダウンロードのうえ確認し、登録エラーがある場合は、エラー修正受付期間に文化情報学部・文化情報学研究科事務室にて必ず登録修正を行うこと。

日 時：4月12日(水)～4月14日(金)



3

履修中止について

授業開始後1ヶ月程度授業を受講し、望ましい評価が得られないと判断した科目については、履修中止期間に DUET にて履修の中止を申請することができる。

※詳細は大学HP・文化情報学研究科HP・DUETを参照のこと。

学部科目、免許・資格関係科目の履修について

学部科目、免許・資格科目については、課程修了に必要な単位数には算入されない。文化情報学研究科で取得可能な教員免許の専修免許状は、「中専免（数学）」「高専免（数学）」である。

「教職免許」「博物館学芸員資格」「図書館司書資格」「学校図書館司書教諭資格」の取得希望者は「免許・資格関係履修要項」を参照すること。また、京田辺教務センターの免許資格窓口で履修指導を受けること。

試験上の注意

- ① 有効な登録があった科目を受験すること。（未登録科目を受験しても答案は無効）
- ② 学費を完納していること。
- ③ 試験・レポート試験実施要領は DUET で確認すること。（指定された試験場で受験すること）
- ④ 試験・レポート提出には必ず学生証を持参すること。
- ⑤ 答案用紙の学生 ID、氏名は必ずペン書きすること。
- ⑥ 試験開始より15分以上遅刻したものは受験できない。また、試験開始後30分を経過するまでは退室できない。
- ⑦ 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取消すことがある。

論文・レポート試験の注意

- ① 提出する際には、レポートに所定の表紙（生協購買部で販売または同志社大学HPからダウンロードも可）を付けホッチキスで上綴じすること。
- ② 学生証を持参のうえ、必ず本人が提出すること。郵送は認めない。
- ③ 提出締切日・時間に遅れたレポートは受け付けない。ただし、提出締切日の突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わない場合、必ず提出締切時間までに提出先（事務室）に連絡を取り指示を受けること。
- ④ 表紙およびレポート受領証は、ペン書きのこと。
- ⑤ 一度提出したレポートは、提出締切日前であっても加筆・修正はできない。
- ⑥ レポート受領証は、評価が出るまで大切に保管すること。

学業成績 GPA (Grade Point Average) 制度について

各科目の成績評価を、以下の基準にしたがい、7段階（A⁺、A、B⁺、B、C⁺、C、F）で評価し、各成績評価段階に4.5～0.0の評点（Grade Point）を付与して、1単位あたりの評点平均値（Grade Point Average）を算出する。

■ 判定基準

評価	評点	判定内容
A ⁺	4.5	特に優れた成績を示した
A	4.0	A ⁺ に準じた成績を示した
B ⁺	3.5	優れた成績を示した
B	3.0	B ⁺ に準じた成績を示した
C ⁺	2.5	妥当と認められる成績を示した
C	2.0	C ⁺ に準じた成績を示した
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった

上記段階評価以外の評価は、（P A S（合格）・F A L（不合格）・T F C（認定））とする。

■ 不合格科目と再履修

FあるいはF A L評価であった科目は不合格科目とし、単位の修得とみなさない。再履修は、不合格科目に限り認める。

■ GPA算出方法

A⁺～Fの段階で評価された全科目の評価を評点に換算して、1単位あたりの評点平均値を学期毎および累積で算出する。（算出方法は次のとおり）F評価であった科目を再履修してC以上の評価を得た場合、最終のF評価は新たな評価に書き換えられる。単位が設定されていない科目、A⁺～F以外の評価がついている科目は、GPAに算入されない。

$$GPA = \frac{(\textcircled{A}^+ \times 4.5 + \textcircled{A} \times 4.0 + \textcircled{B}^+ \times 3.5 + \textcircled{B} \times 3.0 + \textcircled{C}^+ \times 2.5 + \textcircled{C} \times 2.0 + \textcircled{F} \times 0.0)}{(\textcircled{A}^+ + \textcircled{A} + \textcircled{B}^+ + \textcircled{B} + \textcircled{C}^+ + \textcircled{C} + \textcircled{F})}$$

（ $\textcircled{A} \sim \textcircled{F}$ はA～Fの評価が付いた科目の単位数の合計）

■ GPA対象外科目

自由科目、免許・資格登録科目（「M」をつけて登録した科目）についてはGPA対象外。（自由科目、免許・資格登録科目は、卒業必要単位数に算入されない。）

クレーム・コミッ ティ制度について

受講している科目の授業内容や授業方法に関する改善の要望がある場合は、文化情報学部・文化情報学研究科事務室に申し出ること。クレーム・コミッティが授業担当者から事実関係を調査し、原因や対策について回答する。なお、いかなる場合でも相談者の学生IDや氏名が授業担当者に明かされることはなく、また相談によって決して不利益を被ることはない。

成績評価に関する 質問や異議申し 立てについて

成績通知書に記載された成績評価に関する質問や異議申し立てをしたい場合は、定められた成績通知書交付日から1週間以内に文化情報学部・文化情報学研究科事務室に採点質問票を提出すること。

3 開講科目一覧

文化情報学専攻

登録コード		科目名・クラス	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備考
科目	クラス								
専門科目									
●文化資源学コース									
30810001		計量文化解析特論 Ⅰ	2	河瀬 彰宏	春学期	2	Ⅰ～	可	
30810002		計量文化解析特論 Ⅱ	2	河瀬 彰宏	秋学期	2	Ⅰ～	可	
		数理文献学特論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		数理文献学特論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
30810005		美術情報研究特論 Ⅰ	2	中安 真理	春学期	2	Ⅰ～	可	
30810006		美術情報研究特論 Ⅱ	2	中安 真理	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30810007		歴史文化情報特論 Ⅰ	2	RAPPO Gaetan	春学期	2	Ⅰ～	可	
30810008		歴史文化情報特論 Ⅱ	2	RAPPO Gaetan	秋学期	2	Ⅰ～	可	
		文化資源化学分析法特論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		文化資源化学分析法特論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
30810011		日本古典文学情報特論 Ⅰ	2	福田 智子	春学期	2	Ⅰ～	可	
30810012		日本古典文学情報特論 Ⅱ	2	福田 智子	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30810013		人類生態・時空間情報特論 Ⅰ	2	津村 宏臣	春学期	2	Ⅰ～	可	
30810014		人類生態・時空間情報特論 Ⅱ	2	津村 宏臣	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30810015		映像文化研究特論 Ⅰ	2	佐野 明子	春学期	2	Ⅰ～	可	
30810016		映像文化研究特論 Ⅱ	2	佐野 明子	秋学期	2	Ⅰ～	可	
●言語データ科学コース									
		言語データ科学特論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		言語データ科学特論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
30820003		言語生態研究特論 Ⅰ	2	沈 力	春学期	2	Ⅰ～	可	
30820004		言語生態研究特論 Ⅱ	2	沈 力	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30820005		コーパス言語学研究特論	2	定延 利之	春学期	2	Ⅰ～	可	
30820006		言語コミュニケーション特論	2	定延 利之	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30820007		言語記述研究特論	2	山内 信幸	春学期	2	Ⅰ～	可	
30820008		計量語法研究特論	2	山内 信幸	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30820009		言語計算システム特論	2	星 英仁	春学期	2	Ⅰ～	可	
30820010		言語インターフェイス特論	2	星 英仁	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30820011		言語運用研究特論	2	伊藤 紀子	春学期	2	Ⅰ～	可	
30820012		言語計算科学特論	2	伊藤 紀子	秋学期	2	Ⅰ～	可	

登録コード		科目名・クラス	単位	担当者	期間	週時間	配当 年次	聴講 区分	備 考
科 目	クラス								
●行動データ科学コース									
		マルチメディア情報環境特論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		マルチメディア情報環境特論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
30830003		未来学特論 Ⅰ	2	田口 哲也	春学期	2	Ⅰ～	可	
30830004		未来学特論 Ⅱ	2	田口 哲也	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30830005		グラフィック表現研究法特論 Ⅰ	2	下嶋 篤	春学期	2	Ⅰ～	可	
30830006		グラフィック表現研究法特論 Ⅱ	2	下嶋 篤	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30830007		計量社会学特論 Ⅰ	2	鄭 躍軍	春学期	2	Ⅰ～	可	
30830008		計量社会学特論 Ⅱ	2	鄭 躍軍	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30830009		認知システム研究法特論 Ⅰ	2	杉尾 武志	春学期	2	Ⅰ～	可	
30830010		認知システム研究法特論 Ⅱ	2	杉尾 武志	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30830011		身体表現文化研究法特論 Ⅰ	2	阪田真己子	春学期	2	Ⅰ～	可	
30830012		身体表現文化研究法特論 Ⅱ	2	阪田真己子	秋学期	2	Ⅰ～	可	
		認知モデリング特論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
30830014		ヒューマンコンピュータインタラクション特論 Ⅰ	2	飯尾 尊優	春学期	2	Ⅰ～	可	
30830015		ヒューマンコンピュータインタラクション特論 Ⅱ	2	飯尾 尊優	秋学期	2	Ⅰ～	可	
●データ科学基盤コース									
		数値解析特論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		数理モデル特論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
30840003		数理統計学特論	2	宿久 洋	春学期	2	Ⅰ～	可	
30840004		多変量解析特論	2	宿久 洋	秋学期	2	Ⅰ～	可	
		基礎数理特論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		数理科学特論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
30840007		情報アクセス技術特論	2	波多野賢治	春学期	2	Ⅰ～	可	
30840008		データベースシステム特論	2	波多野賢治	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30840009		生物統計学特論	2	大森 崇	春学期	2	Ⅰ～	可	
30840010		統計コンサルティング特論	2	大森 崇	春学期	2	Ⅰ～	可	
30840011		時系列解析特論	2	川崎 能典	春学期	2	Ⅰ～	可	
		信号処理特論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
30840013		アルゴリズム特論	2	深川 大路	春学期	2	Ⅰ～	可	
		数理計画法特論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
30840015		経済統計学特論	2	原 尚幸	春学期	2	Ⅰ～	可	
30840016		ベイズ統計学特論	2	原 尚幸	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30840017		情報統計力学特論	2	中西 義典	春学期	2	Ⅰ～	可	
30840018		サンプリング法特論	2	中西 義典	秋学期	2	Ⅰ～	可	
30840019		数理最適化特論	2	深川 大路	秋学期	2	Ⅰ～	可	

登録コード		科目名・クラス	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備考
科目	クラス								
シンポジウム科目									
30806501		シンポジウム 1	1	宿久田智子 福田宏明 津村彰宏 佐野彰理 河瀬真 中安 Gaetan RAPPO 力 沈内 信幸 山内 英仁 星藤 紀子 伊藤 躍也 鄭口 哲己 田真 志 阪尾 篤 杉嶋 優 下尾 治 飯野 典 波多 義 中西 義典	春学期	集中	1	不可	
30806502		シンポジウム 2	1	宿久田智子 福田宏明 津村彰宏 佐野彰理 河瀬真 中安 Gaetan RAPPO 力 沈内 信幸 山内 英仁 星藤 紀子 伊藤 躍也 鄭口 哲己 田真 志 阪尾 篤 杉嶋 優 下尾 治 飯野 典 波多 義 中西 義典	秋学期	集中	1	不可	
30806503		シンポジウム 3	1	宿久田智子 福田宏明 津村彰宏 佐野彰理 河瀬真 中安 Gaetan RAPPO 力 沈内 信幸 山内 英仁 星藤 紀子 伊藤 躍也 鄭口 哲己 田真 志 阪尾 篤 杉嶋 優 下尾 治 飯野 典 波多 義 中西 義典	春学期	集中	2	不可	
30806504		シンポジウム 4	1	宿久田智子 福田宏明 津村彰宏 佐野彰理 河瀬真 中安 Gaetan RAPPO 力 沈内 信幸 山内 英仁 星藤 紀子 伊藤 躍也 鄭口 哲己 田真 志 阪尾 篤 杉嶋 優 下尾 治 飯野 典 波多 義 中西 義典	秋学期	集中	2	不可	

登録コード		科目名・クラス	単位	担当者	期間	週時間	配当 年次	聴講 区分	備 考
科 目	クラス								
専門社会調査士認定科目									
30806601		調査法特別演習 I	2	鄭 躍軍	春学期	2	1 ～	可	
30806602		調査法特別演習 II	2	鄭 躍軍	秋学期	2	1 ～	不可	
30806603		社会調査特別研究指導 I	2	鄭 躍軍 宿久 洋	秋学期	2	1 ～	不可	
30806604		社会調査特別研究指導 II	2	鄭 躍軍 宿久 洋	春学期	2	2	不可	
30806605		多変量解析特別演習	2	宿久 洋	春学期	2	2	可	
共通科目									
		文化情報学特殊講義 1	2	(本年度休講)					
		文化情報学特殊講義 2	2	(本年度休講)					
		文化情報学特殊講義 3	2	(本年度休講)					
		文化情報学特殊講義 4	2	(本年度休講)					
		文化情報学特殊講義 5	2	(本年度休講)					
30806706		文化情報学特殊講義 6	2	BENJAMIN POIGNARD	秋学期	2	1 ～	可	
30806707	001	Strategies in English Communication 1	2	平岩 葉子	春学期	4	1 ～	不可	
30806707	002	Strategies in English Communication 1	2	平岩 葉子	秋学期	4	1 ～	不可	
30806708	001	Strategies in English Communication 2	2	C A N D Y	春学期	4	1 ～	不可	
30806708	002	Strategies in English Communication 2	2	C A N D Y	秋学期	4	1 ～	不可	
研究指導科目									
30805751		文化情報学研究実験 I	1		春学期	集中	1	不可	クラスコード 表参照 研究実験 I と II、IIIとIVを 同時に登録す ること
30805752		文化情報学研究実験 II	1		秋学期	集中	1	不可	
30805753		文化情報学研究実験 III	1		春学期	集中	2	不可	
30805754		文化情報学研究実験 IV	1		秋学期	集中	2	不可	
論文									
30805800		論文							提出予定年度 に必ず登録す ること

●クラスコード表							
文化資源学 コース		言語データ 科学コース		行動データ 科学コース		データ科学 基盤コース	
クラス コード	担当者	クラス コード	担当者	クラス コード	担当者	クラス コード	担当者
015	福田 智子	033	沈 カ	014	鄭 躍軍	043	宿久 洋
034	津村 宏臣	036	山内 信幸	024	田口 哲也	044	波多野賢治
049	佐野 明子	038	星 英仁	025	阪田真己子	052	中西 義典
051	河瀬 彰宏	039	伊藤 紀子	026	杉尾 武志		
053	中安 真理			027	下嶋 篤		
054	GAETAN RAPPO			050	飯尾 尊優		

■ 履修方法

修了要件（p.6 および7）にしたがい、次のとおり履修すること。

2023年度以降生

専門科目		他コース	シンポジウム科目	研究指導科目	共通科目	専門社会調査士科目	本学他研究科設置科目 高等研究教育院設置科目 関西四大学大学院単位互換科目 大阪大学大学院基礎工学研究科交流科目 外国協定大学における履修科目
指導教員科目	指導教員以外科目						
4単位以上	8単位以上		4単位	4単位		(上限6単位)	(各上限10単位) (合計上限15単位)
30単位以上							

2021～2022年度生

専門科目		他コース	シンポジウム科目	研究指導科目	共通科目	専門社会調査士科目	本学他研究科設置科目 高等研究教育院設置科目 関西四大学大学院単位互換科目 大阪大学大学院基礎工学研究科交流科目 DS4科目 外国協定大学における履修科目
指導教員科目	指導教員以外科目						
4単位以上	8単位以上		4単位	4単位		(上限6単位)	(各上限10単位) (合計上限15単位)
30単位以上							

2013～2020年度生

専門科目		他コース	シンポジウム科目	研究指導科目	共通科目	専門社会調査士科目	本学他研究科設置科目 ならびに 高等研究教育院設置科目 関西四大学大学院単位互換科目 大阪大学大学院基礎工学研究科交流科目 DS4科目	外国協定大学における履修科目
指導教員科目	指導教員以外科目							
4単位以上	8単位以上		4単位	4単位		(上限6単位)	(各上限8単位)	(上限10単位)
								(合計上限10単位)
30単位以上								

■ 大学院・奨励学生の履修について

- 大学院・奨励学生は、2年次以降に配当されている科目を1年次から履修することができる。
- 大学院・奨励学生は、1年次に「論文」を登録して提出することができる。

4

研究指導科目概要

30805751-30805754 文化情報学研究実験 I ～IV

■文化資源学コース

15) 福田 智子 34) 津村 宏臣 49) 佐野 明子 51) 河瀬 彰宏
53) 中安 真理 54) RAPPO Gaetan

■言語データ科学コース

33) 沈 力 36) 山内 信幸 38) 星 英仁 39) 伊藤 紀子

■行動データ科学コース

14) 鄭 躍軍 24) 田口 哲也 25) 阪田 真己子 26) 杉尾 武志
27) 下嶋 篤 50) 飯尾 尊優

■データ科学基盤コース

43) 宿久 洋 44) 波多野 賢治 52) 中西 義典

概要

研究指導科目であり、1年次より修士論文完成までの期間履修させ、修士論文の研究指導をする。

文化資源学コース

文化資源が持っている断片的で大量で多彩な情報を、実資料からできるだけ忠実に網羅的に客観的に取得します。それらの情報を、デジタル化や数理的手法、データサイエンスの手法などによって関連性を確認しながら総合化します。とくに、従来、美術史学・文化学・文献学・文学・人類学・歴史考古学などにおいて別々に取り扱われていた文化資源を、一体のものとして相互の関係を前提としながら分析します。

福田 智子

平安時代の和歌や物語などの仮名文学、およびその古注釈・現代語訳などの周辺資料について、まず、文献学的研究をおこなう。できるかぎり多くの伝本を収集して、諸本の異同を正確に把握するために、情報科学研究者と連携し、既存の ITC 技術の組み合わせのみならず、情報科学の新たな問題として、新しい技術の開発・利用に取り組む。さらに、その実証的なデータに基づいて、文芸学的研究をおこなう。作品の本質を見出すために、論理的な筋道を立てて探究する方法を具体的に指導する。

津村 宏臣

人類の営みの舞台は、常に“時間”軸と“空間”軸の座標を持ち、そこで起こる様々な現象は行動という“主題”軸によって正規化される。人類生態と文化・社会を、その主題ごとの関係はオントロジカルな記述、情報構造によって解析する。人類の様々な行動を現象学的な側面から情報化する技術を身につけ、その時空間連関の位相を評価すると同時に、人類の行動を解釈する方法論全般を研究指導する。

佐野 明子	映画やアニメーションのデータ分析、映像計量学を実践する。まず、自身が明らかにしたいテーマについて、映画学、美術史学、文学、メディア論、文化理論、民俗学など複数の学問分野の方法論や研究成果を参照しながら、理論的基盤を整える。そして、映像計量学の基礎文献を講読して現状と問題点を把握したうえで、映像をデータ化し、自身のテーマに合う計量分析の手法を取り入れ、修士論文を執筆する。映像文化研究におけるオルタナティブな方法論を提示し、デジタル・ヒューマニティーズへ架橋して、将来的に活用可能な研究基盤の形成を目指す。
河瀬 彰宏	デジタル・ヒューマニティーズは、人文学に対する方法論的な問題意識に端を発し、近年発達してきた情報学のデジタル技術と人文知の融合を図る学問領域である。本科目では、デジタル・ヒューマニティーズによる文化や社会に内在する価値・性質の計量的分析、方法論について研究指導を行う。文化資産をいかにアーカイブ化するかという問題から始まり、文化現象のデータを活用した実証的・定量的なアプローチを主に扱っていく。音楽、小説、映画、Web に対して、デジタル・ヒューマニティーズの活用による新たな人文学の地平を提示する。
中安 真理	美術作品は人間の文化的営為の所産であり、歴史、文化史、図像学、文献学、文学などの面から複眼的にとらえる必要がある。前期課程において、まずは1) 研究対象とする作品と関連資料について博捜し、包括的なアプローチを行うためのスキルを養う。さらに2) 収集した資料を精査し、作品の成立経緯や史的背景などもふまえた上での未解決の課題を発見し、データサイエンスの手法を取り入れた新たな分析・解釈・考察を通じて、課題の解決を目指す。これらの過程を経ることにより、文化的知識のみならず、課題解決能力、論理的思考力の習得が期待され、それを促すための指導を行う。
RAPPO Gaetan	デジタル・ヒストリーの研究は、歴史学の方法論に深く根付いた方法論で、既存の歴史学の研究にデジタルの側面を加えることで新しい知見、見方や研究方法を得る分野となる。具体的に、既存の歴史学（特に宗教史学）の方法論を学んだ上で、自分のテーマに合うデジタル・ツールを見つけ、歴史資料と文献からデータをとり、そのデータを目的に合わせた方法で処理し、考察を行う。特に「遠読」という方法論で、複数の歴史資料や文献の共通点や関係性をデータとしてとらえる方法、歴史における人間、場所や概念のネットワークの分析や、グラフと地図の使用した歴史の可視化方法を含めたデジタル・ツールを使用する。また、パブリック・ヒストリーの側面を取り入れて、デジタルを通じて可能となる現代における歴史のあり方と意義を考える。

言語データ科学コース

データサイエンスや計算科学の方法論を取り入れ、従来の研究では十分に取り扱うことのできなかった言語現象の解明に取り組み、言語研究の新領域および複合領域を開拓します。とくに、大量の言語データを処理することにより、言語生態の包括的な調査において言語研究の新規性・先端性を見出します。

沈 力	私たちが生活するアジア地域には、世界中の言語類型が揃っている。自然言語の普遍的原理を追究する上で、このアジア地域は貴重な検証材料を提供してくれる。本科目では、アジア諸言語を対象とした比較研究や理論構築について研究指導を行う。具体的には、まず、如何に科学的手法で言語記号を解析し、それを規則的に構築するのかについて理解させる。さらに、修士論文の研究テーマに応じて、1) 如何に複数の言語の比較を通して共通の原理を抽出するのか、2) 如何に新しい方言事実を発掘して言語変化のメカニズムを解明するのか、3) 如何に GIS を用いて言語伝播と言語衰退の原因を探るのかについて研究指導を行う。
山内 信幸	英語や日本語を対象として、言語記述におけるさまざまなアプローチを紹介する。記述と理論が健全なバランスをとりながら、豊かな言語現象に対して、種々のコーパスなどを利活用することによって、最適な分析方法を探る。言語研究全般にわたる基本的知識を修得するとともに、言語研究関連論文を批判的に読解・検討する能力を養成する。最終的には、各自が興味を抱く言語研究分野における問題点を発見し、それを踏まえて研究課題を設定し、課題解決のための言語的解析の方法論などについて研究指導を行う。

星 英仁

統語論や実験的な統語研究を対象とした修士論文を執筆するための指導をおこなう。特に、(i) 修士論文テーマの選び方、(ii) 先行研究の調査方法、(iii) テーマとして選んだ具体的な統語現象の分析方法を学んでもらい、今まで指摘されていなかった言語データの発掘や新たな分析の提案をおこなう。国内外の学会での研究発表も視野に入れ、記述的・理論的に意義のある修士論文の完成を目指す。

伊藤 紀子

言語は、ヒトという種に固有の現象であり、会話参与者個人の脳という閉じた環境で処理されるものである。その一方で、コミュニケーションは、社会的文化的コンテクストという開かれた環境の中で展開されるものであり、言語だけでなく身体運動を伴って情報がやりとりされる。このように多様な側面を持つ言語現象を解明するために必要な言語理論および応用について研究指導を行う。修士論文のテーマに応じて、1) 言語理論に基づき言語知識、言語運用をモデル化、2) 関連する言語現象を電子データ化、3) モデルの妥当性を計算機上で検証する手法などを習得させる。一連の流れを通して、身近な物事に対する問題発見・解決能力と実践的なスキルを養う。

行動データ科学コース

人間の行動を文化研究の対象として設定し、計量社会学、認知心理学をはじめとする行動科学の成果と方法を文化研究に応用します。文化を人間の選択する反復的行動様式と定義し、定量的なデータに基づいて客観的に記述した上で、なぜ特定の行動様式が繁殖・持続するのかを説明し、それを踏まえて新たな行動様式を予測・デザインします。

鄭 躍軍

複雑になりつつある、様々な社会問題や文化現象などに関わるデータの設計・収集・分析などの高度な学識を養わせると同時に、堅実なデータ解析理論及びデータによる現象解明の実践的な技能について研究指導をする。具体的には、人々の意識や行動をデータとして捉えるための調査設計、サンプリング技法、調査内容の設計、フィールドワーク、データ分析などの一連の計量社会学的方法を習得させながら、実際の調査データを基に、人間行動の集団の特徴を探るためのデータサイエンス手法を構築させる。修士論文のテーマとして、計量社会学の理論とともに、消費者行動、環境配慮行動、組織文化、国民性・価値観の国際比較などの専門分野における課題研究について指導する。

田口 哲也

第一段階では、人間行動や文化比較などに関連する基本的な文献を読み、行動データ科学の理論的基礎を身に付けたうえで、修士論文作成に必要な知識と方法論を修得させる。第二段階では、研究テーマに応じて、1) グローバル化が進む現代世界で文化はどのように融合・再編成されていくかの予測、あるいは、2) グローバル化以前の文化の基盤となっていた国民国家の枠組みが弱くなりつつある21世紀において、人間の文化活動はどのように書き換えられていくかを、行動データ科学の手法を活かして研究する方法を指導する。とりわけ未来学や文化比較の視点を重視し、具体的には、異文化間での映像、音楽、服飾・ファッション、言語芸術などからどのように行動データを抽出するか、また影響関係の立て方、比較・対照の方法などについて深く研究指導する。

阪田真己子

人間の文化活動の重要な構成要素である「身体」に着目し、文化情報学的視野に基づいた包括的理論、研究方法の習得を目指す。特に、コミュニケーション場面におけるマルチモーダルインタラクションの動的構造や、芸能・舞踊などのパフォーマンス・アートにおける身体性など、メディアとしての身体の多義的な様相を実証的に解明するための方法論についての研究指導を行う。原初的な感性メディアであり、あらゆる知の発生基盤でもある身体が、精神的存在、物理的存在のいずれでもなく、その両者の側面を併せもつ両義的な存在であるということを、実証的にアプローチする方法を習得するとともに、その意義と限界および可能性について考察させる。

杉尾 武志

人間の認知メカニズムに関する理論や実験方法、さらに実験実施に必要なスキルについて輪講などを通じて修得させる。その上で、修士論文のテーマとする認知現象について、どのような側面について明らかにすることに意義があるのか、そしてどのような水準における説明を目標とするのかといった観点から実験の計画および実施に関する研究指導を行う。特に、実験結果から明らかにされた認知メカニズムについて、他者と共有される制約という点から文化との関わりについて考察を行うことで、文化情報学的に認知メカニズムをとらえる思考力を身につけさせる。

下嶋 篤	図を使ってものを考える、図を使って情報を伝えるという活動は、我々の日常に深く根付いているが、どのような場合にどのような図的表現が効果的であるかについては、科学的にほとんど解明されていない。これは、言語的表現の研究が言語学という分野で長く行われてきたのと対照的である。本研究室では、図的表現に関する人類の知識の欠損を埋めるべく、認知科学的観点と論理学的観点の双方から図的表現の効果・逆効果の問題にアプローチし、指導教員との密接な共同研究を通じて、時代が求める高度な知識生産・処理能力を備えた人物を育成する。
飯尾 尊優	人工的な存在であるロボットと人間のインタラクションがその人間の行動や認知に与える影響を解明し、その事象を活用することで、人間の生活を豊かにするための研究を推進する。人間の行動や認知の知見に基づき、人間とのインタラクションを通じて人間や社会に意義のある影響をもたらすロボットシステムについて仮説をたてること、その仮説を検証するためのロボットシステムの設計や実装、評価実験の方法に関する研究指導を行う。既存の知見や現象から技術革新による新たな文化創造の可能性を考察する思考力、その可能性を実際に検証する方法論を習得することを目指す。

データ科学基盤コース

データ科学研究の最前線において、情報の多様化・複雑化に伴い、従来の学問分野単独での取り組みの限界を踏まえ、数理・情報・統計の枠組み・方法論の壁を越えて、文化を対象として、それぞれの分野が蓄積してきた知見を基に新たな視点に基づくデータ科学の方法論を構築します。

宿久 洋	多変量データ解析の様々な手法に関して、その理論および応用について研究指導を行う。特に、文化解析で扱う色々なデータへの適用の観点から、各手法の特徴を把握し、1) 手法の数理的特徴づけ、2) 手法の改良、3) 新たな手法の提案などをテーマに研究指導を行う。修士論文のテーマに応じた、具体的な問題についてのデータ解析を行い、統計科学の手法を用いた問題解決の実践力を身につけさせる。
波多野賢治	社会に氾濫する大量複雑なデータからの情報抽出、情報管理の手法およびそれらの利活用について体系的に研究指導を行う。特に、文化現象を扱う場合はそのデータ化が重要となってくるため、1) 文化現象のデータ化、2) ビッグデータの効率的な格納、3) 高性能なデータ検索とその利活用、を中心とした技術を修士論文のテーマに応じて修得することを目指す。社会の諸問題をメディア情報学の立場から問題解決を図るというプロセスを経ることで、物事に対する問題発見能力、問題解決能力、そしてその実践力を身につけることが可能となる。
中西 義典	現代においてデータが科学を駆動しているとはどのような状態であるかを主体的に明らかにし、将来においてもその状態を持続可能とするための研究遂行を指導する。修士論文では、単に既存データを分析する方法を取り扱うだけでなく、次のデータをどのように獲得すべきかという論理の構築に資することをねらい、数理解析や数値実験などの知識・技能を指導する。また、対象とする文化現象によらず、他分野で奏功した事例との類似性に基づく柔軟な思考を促すべく、他者との学術的交流における表現力を指導する。

5 修士論文について

文化情報学研究科 論文審査基準

(2015年1月7日改訂)

文化情報学研究科が定める修士論文の審査基準は次のとおりです。

1. 課題設定および研究方法における独創性、学術研究における倫理性を有すること 【独創性と倫理性】
2. 先行研究を適切に把握し、設定した課題との関連が明確に示されていること 【先行研究の把握と関連性の明示】
3. 結論および結果が検証可能な方法で明確に示されていること 【検証可能性】
4. 学位論文で扱う問題の意義があること 【研究成果の意義】

学位論文総合審査までの主なスケジュール

修士論文を提出し修士学位を授与されるまでの主なスケジュールは次のとおりです。それぞれの具体的な日時や必要な手続き書類等は、文化情報学研究科ホームページで公表します。合わせて参照してください。

1 年次

指導教員が担当する「シンポジウムⅠ・Ⅱ」「文化情報学研究実験Ⅰ・Ⅱ」を登録。
修士論文の題目や研究計画について指導を受けます。

2 年次

1 科目登録

指導教員が担当する「シンポジウムⅢ・Ⅳ」「文化情報学研究実験Ⅲ・Ⅳ」「論文」を登録し、
1年次に続いて修士論文の題目や研究計画について指導を受けます。

2

予備審査の申請

定められた期限までに、所定の申請書類を提出します。
※所定様式は文化情報学研究科HPからダウンロードします。

3 予備審査

登録している「シンポジウム」で発表し、審査を受けます。

文化情報学研究科委員会は、予備審査委員会の審査を受けて予備審査の合否判定を行います。不合格の場合、当該学期の修士論文提出はできないと判断されます。

〈予備審査について〉

- 予備審査はシンポジウム科目の授業（春学期修了予定者は4月、秋学期修了予定者は10月）において主指導教員を含め、所属コースの全教員の指導のもとで行われます。
- 予備審査の日程は、あらかじめ通知され、定められた期限までに「予備審査論文要旨」を提出します。
- 予備審査（発表会）は一般公開で行われます。申請者が20分程度の発表を行い、出席者はそれに対して質疑を行います。
- 予備審査（発表会）の後、審査委員会の審査を経て文化情報学研究科が修士論文に適するかどうかの合否判定を行います。



4 学位論文題目届提出

予備審査の合格を受けて、定められた期日までに「学位論文題目届」を提出します。

※題目を変更する場合は、指導教員と相談してください。題目届提出後の変更はできません。

※所定様式は文化情報学研究科HPからダウンロードします。



5 学位論文試問会

定められた期日までに「学位論文（要旨を含む）」ならびに「紀要『文化情報学』掲載用の概要」を提出し、試問会において発表を行います。

※提出期限以降は一切受け付けません。提出後の差し替えもできません。

※所定様式は文化情報学研究科HPからダウンロードします。



6 学位論文審査

試問会を経て文化情報学研究科委員会は審査を行います。



7 学位論文総合審査

同志社大学「大学院学年暦」にもとづいて総合審査が行われます。

予備審査の前提条件

予備審査の申請に際しては、以下全てを満たすことが前提条件です。

- ① 修了に必要な単位を取得する見込みのあること。
- ② 学術活動や現地における調査研究活動が十分であると認められること。

予備審査合否判定後の取り扱い

- 合格の場合、定められた期日までに修士論文を提出する。
- 不合格の場合、判定が行われた同じ学期に再度予備審査を申請することはできない。
- 合格して期日に間に合わなかった場合、再度予備審査からの取扱いとなる。ただし、「シンポジウム」の単位を既に修得済みの場合は、定められた日程のコース内シンポジウムで発表を行うこと。

修士論文提出要領

文化情報学研究科HPで提出要領を確認すること。

- ① 修士論文は冊子を3部（正1部・副2部）作成の上、提出する。
- ② 審査終了後、審査に合格した「修士論文」3部は以下のとおり取り扱う。
 - 学生ID順に製本の上、文化情報学部・文化情報学研究科文献室にて閲覧に供する。
 - 研究室毎に製本の上、各研究室にて保管する。
 - 製本の上、提出者本人に返却（着払いにて送付）する。
- ③ 製本に要する費用は自己負担とする。
（提出時に所定額（6,000円）を納入し、「製本代納入証」を提出する。）
- ④ 論文には、参考文献目録、要旨および提出者の写真を添付する。
（写真は、タテ5.3cm × ヨコ4cm、上半身脱帽、最近半年以内に撮影のもの。）

※学費未納または語学試験不合格の場合は、論文の審査を受けることができない。

〈学会誌（紀要『文化情報学』）への掲載について〉

修士論文の概要は、学会誌（紀要『文化情報学』）にも掲載される。

修士論文の提出に合わせて学会誌掲載用の概要を提出する。

（提出要領は、文化情報学研究科HPを参照。）

1 後期課程について

修業年限と在学年限

博士課程（後期課程）の標準修業年数は3年。6年を超えて在学することはできない。

学位論文審査および課程修了の認定

博士学位論文は、在学期間中に審査を終了する。後述の博士論文提出の要領を参照すること。
なお、課程修了の認定は、研究科長会において行う。

在学中に博士学位論文を提出できない場合は指導教員に相談すること。

学 位

本研究科博士課程（後期課程）を修了した者には「博士（文化情報学）（同志社大学）」の学位が授与される。

指導教員

主指導教員は、「特殊研究」担当教員とする。

修了要件

後期課程の修了要件は次のとおりである。

- ① 博士課程（後期課程）に3年以上在学していること。
- ② コース専門科目、共通科目から10単位以上を修得していること。
- ③ アドバンスト・シンポジウムⅠ～Ⅳの4単位を修得していること。
- ④ 文化情報学特殊研究Ⅰ～Ⅵの6単位を修得していること。
- ⑤ 博士論文を提出し最終試験に合格すること。
- ⑥ 〈※2013～2018年度生に適用〉
Ⅰ）査読付き雑誌に論文の発表が1件以上あること（もしくは論文が採択された証明書）。
〈※2019年度以降生に適用〉
Ⅰ）査読付き雑誌に論文の発表（もしくは論文が採択された証明書）が1件以上あり、それらが博士論文の一部を構成していること。
- ⑦ 研究科委員会において認められた研究発表および出版があること。ただし、⑥の対象を除く。
- ⑧ 3回以上の学会発表があること（アドバンスト・シンポジウム等、研究科主催の公開発表会を含む）。
- ⑨ その他の論文、口頭発表、ポスター発表、学術活動が十分であると認められること。
- ⑩ 研究に必要な外国語によく通じていること。
（以下Ⅰ～Ⅲのいずれかの認定基準を、博士論文予備審査実施時までに満たすこと。）
Ⅰ．博士論文提出時までに TOEIC® Listening & Reading Test：850点以上、TOEFL®-PBT：590点以上、TOEFL-iBT®：96点以上の正式スコアシートを提出する。ただし、スコアシート提出時において2年以内の取得スコアである事が必要となる。
Ⅱ．前期課程設置科目である「Strategies in English Communication 2」を登録・履修し、前期課程単位修得と同等の成績を修める。
Ⅲ．予備審査委員会の語学審査により語学能力の認定を受ける。

〈特記事項〉

上記Ⅱ. について

- ・前期課程で「Strategies in English Communication 2」の単位を取得した場合は、後期課程において、入学前取得単位として認められる。該当者は、文化情報学研究科事務室にて申請を行うこと。

上記Ⅲ. について

予備審査委員会の判定基準としてA及びBを満たすこと

- A. 在学中に国際会議での英語による口頭発表：1回以上
- B. 在学中に英語による査読付の国際学術雑誌論文採択：2本以上（ただし、この判定基準については、予備審査実施時までには充足されていることを条件とする）

なお、早期修了者については修了要件を別途に定める。

2 登録について

科目登録の方法

1

登録

登録期間に DUET にて希望する科目の登録を行う。

日 時：4月5日（水）10：00～4月6日（木）17：00



2

登録科目の確認

DUET にて「登録科目確認表」をダウンロードのうえ確認し、登録エラーがある場合は、エラー修正受付期間に文化情報学部・文化情報学研究科事務室にて必ず登録修正を行うこと。

日 時：4月12日（水）～4月14日（金）



3

履修中止について

授業開始後1ヶ月程度授業を受講し、望ましい評価が得られないと判断した科目については、履修中止期間に DUET にて履修の中止を申請することができる。

※詳細は大学HP・文化情報学研究科HP・DUETを参照のこと。

※秋学期の登録変更受付、登録科目の確認、履修受付の日程は大学HP・文化情報学研究科HP・DUETで確認すること。

3

開講科目一覧

文化情報学専攻

登録コード		科目名・クラス	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備 考
科 目	クラス								
専門科目									
●文化資源学コース									
		計量文藝解析深論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		計量文藝解析深論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		文化系統学深論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		文化系統学深論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		文化情報発信特別研究	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		時代様式深論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		歴史文化情報深論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		歴史文化情報深論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		文化財分析法深論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		文化財分析法深論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
40810011		日本古典文学情報深論 Ⅰ	2	福田 智子	春学期	2	Ⅰ～	不可	
40810012		日本古典文学情報深論 Ⅱ	2	福田 智子	秋学期	2	Ⅰ～	不可	
◇言語データ科学コース									
		計量言語学深論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		計量言語学深論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
40820003		言語情報深論 Ⅰ	2	沈 力	春学期	2	Ⅰ～	不可	
40820004		言語情報深論 Ⅱ	2	沈 力	秋学期	2	Ⅰ～	不可	
		コーパス言語学深論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		言語コミュニケーション学深論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
40820007		言語記述研究深論	2	山内 信幸	春学期	2	Ⅰ～	不可	
40820008		計量語法研究深論	2	山内 信幸	秋学期	2	Ⅰ～	不可	

登録コード		科目名・クラス	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備考
科目	クラス								
●行動データ科学コース									
		マルチメディア情報環境深論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		マルチメディア情報環境深論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
40830003		比較文化深論	2	田口 哲也	春学期	2	Ⅰ～	不可	
40830004		未来学深論	2	田口 哲也	秋学期	2	Ⅰ～	不可	
40830005		計量社会学深論 Ⅰ	2	鄭 躍軍	春学期	2	Ⅰ～	不可	
40830006		計量社会学深論 Ⅱ	2	鄭 躍軍	秋学期	2	Ⅰ～	不可	
40830007		グラフィック表現学深論 Ⅰ	2	下嶋 篤	春学期	2	Ⅰ～	不可	
40830008		グラフィック表現学深論 Ⅱ	2	下嶋 篤	秋学期	2	Ⅰ～	不可	
40830009		認知システム深論 Ⅰ	2	杉尾 武志	春学期	2	Ⅰ～	不可	
40830010		認知システム深論 Ⅱ	2	杉尾 武志	秋学期	2	Ⅰ～	不可	
40830011		身体表現文化深論 Ⅰ	2	阪田真己子	春学期	2	Ⅰ～	不可	
40830012		身体表現文化深論 Ⅱ	2	阪田真己子	秋学期	2	Ⅰ～	不可	
●データ科学基盤コース									
		数理モデル深論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		数理モデル深論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
40840003		類似性データ解析深論	2	宿久 洋	春学期	2	Ⅰ～	不可	
40840004		大規模データ解析深論	2	宿久 洋	秋学期	2	Ⅰ～	不可	
		基礎数理深論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		数理科学深論	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
40840007		情報アクセス技術深論	2	波多野賢治	春学期	2	Ⅰ～	不可	
40840008		データベースシステム深論	2	波多野賢治	秋学期	2	Ⅰ～	不可	
		数理統計学深論 Ⅰ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
		数理統計学深論 Ⅱ	2	(本年度休講)		2	Ⅰ～		
共通科目									
		文化情報学特殊演習 Ⅰ	2	(本年度休講)					
		文化情報学特殊演習 Ⅱ	2	(本年度休講)					
		文化情報学特殊演習 Ⅲ	2	(本年度休講)					
		文化情報学特殊演習 Ⅳ	2	(本年度休講)					
		文化情報学特殊演習 Ⅴ	2	(本年度休講)					
		文化情報学特殊演習 Ⅵ	2	(本年度休講)					

登録コード		科目名・クラス	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備考
科目	クラス								
アドバンスト・シンポジウム科目									
40806501		アドバンスト・シンポジウム 1	1	宿久 洋 沈 カ 山内 信幸 鄭 躍軍 田口 哲也 下嶋 篤 杉尾 武志 波多野賢治 阪田真己子	春学期	集中	1 ～	不可	
40806502		アドバンスト・シンポジウム 2	1	宿久 洋 沈 カ 山内 信幸 鄭 躍軍 田口 哲也 下嶋 篤 杉尾 武志 波多野賢治 阪田真己子	秋学期	集中	1 ～	不可	
40806503		アドバンスト・シンポジウム 3	1	宿久 洋 沈 カ 山内 信幸 鄭 躍軍 田口 哲也 下嶋 篤 杉尾 武志 波多野賢治 阪田真己子 金 明哲	春学期	集中	2 ～	不可	
40806504		アドバンスト・シンポジウム 4	1	宿久 洋 沈 カ 山内 信幸 鄭 躍軍 田口 哲也 下嶋 篤 杉尾 武志 波多野賢治 阪田真己子	秋学期	集中	2 ～	不可	

登録コード		科目名・クラス	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	聴講区分	備 考
科 目	クラス								
研究指導科目									
40806901		文化情報学特殊研究Ⅰ	Ⅰ		春学期	集中	Ⅰ	不可	クラスコード表参照 特殊研究ⅠとⅡ、ⅢとⅣ、ⅤとⅥを同時に登録すること
40806902		文化情報学特殊研究Ⅱ	Ⅰ		秋学期	集中	Ⅰ	不可	
40806903		文化情報学特殊研究Ⅲ	Ⅰ		春学期	集中	2	不可	
40806904		文化情報学特殊研究Ⅳ	Ⅰ		秋学期	集中	2	不可	
40806905		文化情報学特殊研究Ⅴ	Ⅰ		春学期	集中	3	不可	
40806906		文化情報学特殊研究Ⅵ	Ⅰ		秋学期	集中	3	不可	
論文									
40809800		論文							提出予定年度に必ず登録すること

■ 履修方法

コース専門科目および共通科目から10単位以上、アドバンスト・シンポジウムⅠ～Ⅳの4単位、研究指導科目の文化情報学特殊研究Ⅰ～Ⅵの6単位、合計20単位以上を履修すること。

● クラスコード表

クラスコード	担当者	クラスコード	担当者
022	沈 力	035	下 嶋 篤
023	山 内 信 幸	036	杉 尾 武 志
032	鄭 躍 軍	042	宿 久 洋
034	田 口 哲 也	043	波多野 賢 治
		044	阪 田 真己子

4

講義概要

授業科目概要

40810011	○日本古典文学情報深論 I	福田 智子
〈概要〉	日本古典文学、とくに平安朝を中心とする物語文学を対象に、計算機科学の分析手法を用いて、異本を含む諸本テキストを校合し、本文系統をめぐるさまざまな文献学的問題点を見出すとともに、古注釈や隣接分野の諸史料をも勘案しながら、文学的意味づけを試みる。	
40810012	△日本古典文学情報深論 2	福田 智子
〈概要〉	日本古典文学、とくに平安朝を中心とする和歌文学を対象に、計算機科学の分析手法を用いて、異本を含む諸本テキストを校合し、本文系統をめぐるさまざまな文献学的問題点を見出すとともに、古注釈や隣接分野の諸史料をも勘案しながら、文学的意味づけを試みる。	
40820003	○言語情報深論 I	沈 力
〈概要〉	律動・変化・伝播・混合という4つの性質を合わせ持っていることばを「生き物」として捉えるには、少なくとも伝統的な言語学、計量的手法を中心とするデータサイエンス、衛星情報解析を中心とする地理情報学、心理実験を中心とする認知科学などの融合、すなわち、学際的手法が求められている。ここでは、言語規則の普遍性と多様性、言語生態の変化性と伝播性について、新たな分析方法を開発することによって、新しいデータを発掘していくことを目指す。	
40820004	△言語情報深論 2	沈 力
〈概要〉	人類の共通する事象構造は如何に異なる言語形式によって示されているのか、また、いわゆる、標準語の観察によって得られた研究成果は如何に歴史的文献や方言データによって裏づけられるのかなどの問題を考察する。ここでは、GISの手法やテキストマイニングの手法と結びつけて、言語の歴史的変化、言語接触による混合性質を総合的に捉えることを目指す。	
40820007	○言語記述研究深論	山内 信幸
〈概要〉	社会的産物としての言語のより包括的な記述を目指して、英語あるいは日本語のさまざまな言語現象を取り上げる。先行研究の渉猟と最適な文法理論を援用によって、より普遍性の高い一般的記述・分析を行う手法を学び、データサイエンスに基づく研究手法の融合による独創的な研究に必要な関連知識の習得を目指す。	
40820008	△計量語法研究深論	山内 信幸
〈概要〉	言語記述の周辺部に属するさまざまな英語あるいは日本語の言語現象を取り上げる。対象言語への深い内省と関連データの活用によって、より客観的な分析をおこない、データサイエンスに基づく研究手法の融合による独創的な研究方法の構築を目指す。	
40830003	○比較文化深論	田口 哲也
〈概要〉	This course will explore where the collective behavior of human beings comes from, how it goes through the formation process, and how it establishes a certain ideology. We will also discuss from a historical perspective how human beings have explained collective behavior and how they have tried to control it. While closely studying Marxist labor philosophy and William Reich's Orgone Theory, among other works, we will use as case studies, based on recent historical phenomena, to understand the influence of technology on human consciousness.	
40830004	△未来学深論	田口 哲也
〈概要〉	This course will critically examine the process of the establishment of the Western consciousness of time since Aristotle, as well as the reasons why this consciousness of time has attained cultural hegemony, while providing concrete examples from Euro-American Modernism. On that basis, we also will study why the consciousness of time in Euro-American Modernism became hegemonic, along with what kind of future-oriented approach it contains. The course will provide training for concretely envisioning a future society.	

40830005	○計量社会学深論Ⅰ	鄭 躍軍
〈概要〉	「設計」「収集」「分析」といったデータサイエンスの3つの相を中心に、社会学に限らず、社会科学各分野における最新の計量的研究方法および研究成果を論及し、先端的な研究を遂行する能力を実践的に養成させることを目標とする。具体的には、社会の多元化・複雑化・情報化をキーワードとして、多様な社会背景に適した実務調査、学術調査および国際比較調査を科学的に行うためのサンプリング、調査モードやデータ解析などの重要な方法を理論的に講述すると同時に、実際の研究事例を通して各々の理論の応用方法とその局限性を考究することを目指す。	
40830006	△計量社会学深論Ⅱ	鄭 躍軍
〈概要〉	「分類」「関連分析」「抽象化」といった計量社会的な視座から、現代社会の諸現象について理解し、人間の集団的行動の構造的特徴やあるべき姿などを計量的に解析するための理論的洞察力和実践的技能を身につけさせることを目標とする。具体的には、計量社会学の高度な知識を踏まえ、人間関係や消費者行動などの多様な現場から収集した多次元の質的・量的データから情報を抽出するための先端的な研究成果について解説し、属性の異なる人々の多岐にわたる意識および行動方式を分析する際の重要なポイントについて実践を通して深く理解させる。	
40830007	○グラフィック表現学深論Ⅰ	下嶋 篤
〈概要〉	認知科学的なグラフィック表現研究の応用可能性について、科学的応用と、実践的応用の二つの観点から探索する。科学的応用として、文化資源学、言語データ科学、行動データ科学、基盤データ科学等、文化情報学の諸研究において、認知科学的なグラフィック表現研究がどのように応用されるか、実践的応用として、情報デザイン、プレゼンテーション、文書作成、論理的思考、創造的思考などの日常的課題の遂行に対してグラフィック表現研究の知見がどのように生かされるかを受講生とともに探索する。	
40830008	△グラフィック表現学深論Ⅱ	下嶋 篤
〈概要〉	文化情報学としての一分野としての「グラフィック表現学」の基礎を築くことを目的として、それが何を対象として、何を説明するべきであるかを考察する。 表記システムとは何か、グラフィック表現とは何か、その一般的機能は何かといった問題を、主として哲学的、意味論的な論点から取り扱う。 トピックの例：固有機能論、歴史実体論、自然情報論、状況意味論、チャンネル理論。	
40830009	○認知システム深論Ⅰ	杉尾 武志
〈概要〉	人間と多様な文化的対象との関わり方について、認知システムという観点から実証的に説明を行う能力を身につけさせることを目標とする。認知神経科学における最新の知見をふまえた認知システムの特性を明らかにするために、必要な脳活動イメージングの基礎を分析およびモデル化の手法を中心に演習を行いながら学び、様々な認知システムのトピックについて、心理、脳、情報といった視点を統合できる研究力の育成を行う。	
40830010	△認知システム深論Ⅱ	杉尾 武志
〈概要〉	最新の認知システムに関するトピックについて研究論文を中心に学び、文化的要因の影響および他のトピックとの関連性について総合的な議論を行うことで、認知システムに関する新たな研究の視点を設定し展開できる能力を身につけさせることを目標とする。脳科学や情報科学における知見および手法を習得し、認知科学的な研究への適用可能性について考える基本的姿勢を養う。	
40830011	○身体表現文化深論Ⅰ	阪田真己子
〈概要〉	あらゆる知の発生基盤である身体が、表現媒体としていかなる機能を果たしうるのか、という問題について、身体の精神的側面、物理的側面の両面を視野に入れた両義性の観点から捉える。特に、身体が文化、言語、行動との関わりの中でどのように規定されてきたかを概観し、その関わりをいかにすれば客観化しうるかについて受講生とともに探索する。	
40830012	△身体表現文化深論Ⅱ	阪田真己子
〈概要〉	身体を巡る解釈主義的論考と、身体を対象とした実証的研究との融合によって、知の発生基盤である身体の両義性にアプローチする方法論がどうあるべきかについて受講生とともに探索する。特に、身体表現に関わる分野横断的な知見を概観しながら、身体からいかにして文化情報を抽出し、そこから身体表現文化を浮き彫りにするか、また文化情報学において身体表現文化研究がいかに位置づけられるか、という問題について受講生とともに議論する。	

40840003	○類似性データ解析深論	宿久 洋
〈概要〉	多変量データの中でも特に類似性データに着目し、その解析法について教授する。類似性データの様々な特徴を数学的に定義することから始め、解析法としては、多次元尺度構成法、クラスター分析法を中心に、階層・非階層、対称・非対称、多元、スパースといった特徴をもつ類似性データの解析法を扱う。ネットワーク分析法についても触れる。	
40840004	△大規模データ解析深論	宿久 洋
〈概要〉	近年、実社会で取り扱うデータの規模はますます増大し、ペタバイトクラスのデータも珍しくない。このようなデータについては、伝統的な多変量解析の手法を適用することは困難である。本講義では、このような“ビッグデータ”の処理、解析法に焦点を当て、統計科学のみならず、機械学習など情報科学分野の最新の成果について教授する。	
40840007	○情報アクセス技術深論	波多野賢治
〈概要〉	本講義では、人間が生きていく上では必要となる、大量の情報資源の中から必要な情報を効率的に見つけ出すための技術である情報アクセス技術について、世界中の情報科学の学生が情報アクセス技術を学ぶために使用しているテキストを用いながら、検索エンジンに関する最新の研究事例の紹介とその効果について学ぶ。	
40840008	△データベースシステム深論	波多野賢治
〈概要〉	本講義では、あらゆる組織の基幹業務や意思決定に必要不可欠なものとなっているデータベースシステムについて、世界中の情報科学の学生がデータベースシステムを学ぶために使用しているテキストを用いながら、データベースシステムに関する最新の研究事例の紹介とその効果について学ぶ。	

40806501 ○アドバンスト・シンポジウムⅠ

〈概要〉 本科目では前期課程・後期課程の各学年の学生が共に学ぶ場としてシンポジウム形式での研究発表とそれに関する討論を行う。特にコース内シンポジウムでは受講者自身による研究発表を行い、研究の進捗状況を報告する。更にそれらに関する討論を行い、質疑応答を通して、新しい研究の視点や研究方法のアドバイスが与えられる。また、研究科共通シンポジウムでは文化情報学に関する1つのテーマを取り上げ、それを中心にゲストスピーカーによる講演や教員、後期課程の院生による研究発表と討論を行い文化情報学の新しい方向性と可能性を探る。更に、シンポジウムの座長として、司会と進行の役割を担い、シンポジウムの円滑な運営を行う。

- 〈到達目標〉
- 1 より良い方法で研究発表を行うことができるようになる。
 - 2 質問やコメントへの適切な応答ができるようになる。
 - 3 研究内容についてのアドバイスを受け、研究を深めることができる。

〈授業計画〉 (実施回) (内容)

- 1 (4月) コース内の院生による研究発表
- 2 (5月) コース内の院生による研究発表
- 3 (6月) 1つのテーマを定めて、ゲストスピーカーおよび教員、後期課程の院生による研究科共通シンポジウムを開催する
- 4 (6・7月) コース内の院生による研究発表
- 5 (7月) コース内の院生による研究発表

40806502 ○アドバンスト・シンポジウムⅡ

〈概要〉 アドバンスト・シンポジウムⅠに引き続き、本科目では前期課程・後期課程の各学年の学生が共に学ぶ場としてシンポジウム形式での研究発表とそれに関する討論を行う。特にコース内シンポジウムでは受講者自身による研究発表を行い、研究の進捗状況を報告する。更にそれらに関する討論を行い、質疑応答を通して、新しい研究の視点や研究方法のアドバイスが与えられる。また、研究科共通シンポジウムでは文化情報学に関する1つのテーマを取り上げ、それを中心にゲストスピーカーによる講演や教員、後期課程の院生による研究発表と討論を行い文化情報学の新しい方向性と可能性を探る。更に、シンポジウムの座長として、司会と進行の役割を担い、シンポジウムの円滑な運営を行う。

- 〈到達目標〉
- 1 より良い方法で研究発表を行うことができるようになる。
 - 2 質問やコメントへの適切な応答ができるようになる。
 - 3 研究内容についてのアドバイスを受けることができる。

〈授業計画〉 (実施回) (内容)

- 1 (10月) コース内の院生による研究発表
- 2 (10・11月) コース内の院生による研究発表
- 3 (11月) 1つのテーマを定めて、ゲストスピーカーおよび教員による研究科共通シンポジウムを開催する
- 4 (12月) コース内の院生による研究発表
- 5 (1月) コース内の院生による研究発表

5

研究指導科目概要

40806901-40806906 文化情報学特殊研究 I ～VI

■文化資源学コース

■言語データ科学コース

22) 沈 力 23) 山内 信幸

■行動データ科学コース

32) 鄭 躍軍 34) 田口 哲也 35) 下嶋 篤 36) 杉尾 武志
44) 阪田 真己子

■データ科学基盤コース

42) 宿久 洋 43) 波多野 賢治

概要

研究指導科目であり、1年次より博士論文完成までの期間履修させ、博士論文の研究指導をする。

文化資源学コース

文化資源が持っている断片的で大量で多彩な情報を、実資料からできるだけ忠実に網羅的に客観的に取得します。それらの情報を、デジタル化や数理的手法、データサイエンスの手法などによって関連性を確認しながら総合化します。とくに、従来、美術史学・文化学・文献学・文学・人類学・歴史考古学などにおいて別々に取り扱われていた文化資源を、一体のものとして相互の関係を前提としながら分析します。

※本年度休講

言語データ科学コース

データサイエンスや計算科学の方法論を取り入れ、従来の研究では十分に扱うことのできなかった言語現象の解明に取り組み、言語研究の新領域および複合領域を開拓します。とくに、大量の言語データを処理することにより、言語生態の包括的な調査において言語研究の新規性・先端性を見出します。

沈 力	自然言語のシステムの解明という観点から、東アジア諸言語を中心に、各自が興味を持っているテーマに関連する先端的な研究成果を説明し、その背景を把握させる。それに基づいて、研究目標の設定や具体的な研究のデザインを行なわせる。言語学の分析手法と情報科学またはデータサイエンス的な分析手法を組み合わせ、如何に新しい見地を生み出すかを真剣に考えてもらい、博士論文の作成を通じて、開拓型の研究に携わることのできる理解力と実践力を身につけさせる。
山内 信幸	各自が興味・関心を持っている研究テーマに関して、先行研究の渉猟とともに、最新の研究動向を押さえながら、創造的な研究成果を結実させるための研究指導を行う。コーパスやアンケートなどの活用によって、言語データの収集に取り組み、データサイエンスの手法を援用して、博士論文作成につながる研究計画の具体化を目指す。研究指導を通して、当該分野の研究の企画・立案・実行という独立した研究者としての資質や能力の開発・獲得が可能となるように指導する。

行動データ科学コース

人間の行動を文化研究の対象として設定し、計量社会学、認知心理学をはじめとする行動科学の成果と方法を文化研究に応用します。文化を人間の選択する反復的行動様式と定義し、定量的なデータに基づいて客観的に記述した上で、なぜ特定の行動様式が繁殖・持続するのかを説明し、それを踏まえて新たな行動様式を予測・デザインします。

鄭 躍軍	計量社会学・行動科学に関する理論と実践について指導する。高度に複雑化している情報化社会における人々の営みを人間文化としてとらえ、現代社会の仕組みや構造などを解明・創出するための専門的識見を養わせると同時に、国際比較研究の視点から異文化間の多様な意識・行動様式の計量分析方法についても研究指導を行う。具体的には、関心のある社会事象を対象とし、「データを中心に物語る」研究の進め方について指導する。科学的な観点からデータに基づいた客観的な情報と新たな知見を抽出することで、現代社会で強く必要とされる新たな研究領域の開拓に貢献できる研究者としての高度な専門知識および実践能力を身につけさせる。
田口 哲也	人間の集団的な行動様式に関する理論構築と文化比較の実践的な方法論を指導し、博士論文を準備するために必要な知識、知見、分析力を養成する。つづいて研究指導の対象となる文化現象に関する文献調査の方法やデータの収集、整理、分析方法を指導する。このようにして得られた基礎学力のもとに、直近の文化理論や行動科学の方法論を取り入れて世界に発信できる研究者となるための訓練を行う。なお対象とする文化現象は20世紀から今日までの現代文化、とりわけ欧米の現代文化や、欧米の現代文化と現代日本のポップ・カルチャーの比較、英語圏の現代詩を中心としたアヴァンギャルドの文学作品、映画や写真などの表象文化である。また、フレドリック・ジェイムソンやマサオ・ミヨシなどの文化理論の知識は必須なので、英語による理論書の輪講を行う。

下嶋 篤

図的表現の認知機能を解明する上で必要になる、意味論的分析の理論と方法を探究する。従来のモデル論的意味論の枠組みの理解を出発点として、より広い範囲の図的表現に適用できる意味分析の方法は何かという問題に対して、基礎理論に対する数理論理的な探究と、現実の図的表現文化の体系的な調査の両方向からアプローチする。第一のアプローチにおいては、たとえば、チャンネルの概念（Barwise & Seligman 1997）に基づく新しい意味理論の探究、第二の文化調査においては、各種情報メディアにおいて実際に使用されている図表現の収集と分析を行う。これにより、インターネットを介した報道、宣伝、プロパガンダ、PRなどにおいて今後その社会的影響力が増すと見なされる図的表現を、科学的な見地から分析・評価できる研究者を養成する。

杉尾 武志

文化の中でのあらゆる場面でみられる視覚の対象物について、その認知メカニズムの解明に向けて従来からの認知心理学的な手法だけでなく、内容分析などの視覚文化に関する幅広い研究手法を修得させる。視覚の対象物の認知に関するテーマ設定について文献の輪講を通じて指導を行い、視覚研究の関連分野における研究動向をふまえた形でテーマの学術的および社会的意義を明確にしたうえで、実験的手法を中心としたデータを収集して認知メカニズムについて検討を進めていく。学会発表や論文投稿を通して、研究成果をどのようにまとめていくのかについて基礎となる能力を修得させる。こうした研究指導を通じて、視覚文化の意義について科学的に検討し、それらを新しく生み出す教育や社会制度の設計に寄与できるようになることを目的とする。

阪田真己子

あらゆる知の発生基盤である「身体」がいかに文化によって規定される存在であるかについて、解釈主義的アプローチと実証主義的アプローチの両面から捉えるための研究手法を修得させる。身体表現性に関わる書籍、文献の講読から分野横断的な知見を得ることにより、身体思想、身体文化に関わる論考を深め、学術的背景と国内外の研究動向を踏まえた「学術的な問い」を立てるとともに、その問いを解明するために、どのような研究デザインを立てる必要があるのかを検討させる。また、得られたデータや分析結果から、いかにすれば結果の上位にある知見へと昇華することが出来るかを指導する。一連の研究指導を通じて、従来の学問領域の枠にとらわれない包括的な視点から身体表現に関わる現象を捉える力を身につけさせると共に、身体を基軸とした新しい学融合のあり方を提言できる研究者を養成する。

データ科学基盤コース

データ科学研究の最前線において、情報の多様化・複雑化に伴い、従来の学問分野単独での取り組みの限界を踏まえ、数理・情報・統計の枠組み・方法論の壁を越えて、文化を対象として、それぞれの分野が蓄積してきた知見を基に新たな視点に基づくデータ科学の方法論を構築します。

宿久 洋

従来、統計科学において取り扱われてきた定性的および定量的な多変量データに加えて、近年、取り扱うことが多くなっている大規模・複雑データについて、それらの解析法を体系的に修得させる。最新文献の輪講により、博士論文のテーマを設定させ、国際会議での発表や学術雑誌への論文投稿を通して、研究者としての基礎を身につけさせる。既に提案されている様々な手法の数理的評価や新たな手法の提案を目標として研究指導する。

波多野賢治

社会に氾濫する大量複雑なデータからの情報抽出、情報管理の手法およびそれらの利活用について、最新の研究内容を踏まえた研究指導を行う。最新研究のサーベイを通じて、1) 文化現象のデータ化、2) ビッグデータの効率的な格納、3) 高性能なデータ検索とその利活用、に関連した新しい技術開発を元に博士論文のテーマを設定し、国際会議での発表や学術雑誌への論文投稿を通して、物事に対する問題発見能力、問題解決能力、そしてその実践力を身につけ、研究者としての基礎を身につけることが可能となる。

6 博士學位取得までのプロセス

〈研究指導〉

入学前

◆「研究計画書」提出。

入学試験では出願書類として「研究計画書」を提出し、口頭試問を受けます。

口頭試問の内容や研究計画に従って、指導教員を決定します。

1 年次

◆『アドバンスト・シンポジウム科目』

ならびに『研究指導科目』を受講

◆国内の研究会、学会での研究発表

「アドバンスト・シンポジウムⅠ・Ⅱ」、「文化情報学特殊研究Ⅰ・Ⅱ」の受講を通じて、指導教員をはじめ研究科教員から研究指導を受けます。

『アドバンスト・シンポジウム科目』ならびに『研究指導科目』では研究成果の点検・評価を行い、適宜研究計画の見直しなどの指導・助言が行われます。研究指導は異なる研究コース(領域)の教員を含めて行われます。

研究会や学会では、学外の研究者との討論の場を持つとともに、年1回以上の口頭発表が達成できるよう指導します。

2 年次

◆『アドバンスト・シンポジウム科目』

ならびに『研究指導科目』を受講

◆国内の研究会、学会での研究発表

◆研究計画の確定

引き続き、「アドバンスト・シンポジウムⅢ・Ⅳ」、「文化情報学特殊研究Ⅲ・Ⅳ」の受講を通じて、指導教員をはじめ研究科教員から研究指導を受けます。

2年次では、国際会議での発表や学術論文への投稿についても実現できるよう指導し、研究能力だけでなく、英語論文執筆技法や英語でのプレゼンテーション技法やディスカッション能力も身につくよう努めます。

※本研究科には、研究発表のためにかかる経費の一部を補助する制度も設けられています。

3 年次

◆未完部分の補充研究

◆研究会や学会での発表、学術論文誌への投稿

◆「博士學位論文」執筆

引き続き「文化情報学特殊研究Ⅴ・Ⅵ」を受講しながら、博士學位論文の指導を受けます。

3年次の春学期までに、査読付き学術論文1件以上の採択を実現させ、研究成果を精査し、未完部分補充の研究を行って博士學位論文を作成します。

※研究業績の現物について

研究業績の現物(学会等での研究発表要旨のコピーや公表した研究論文の現物またはコピー、その他、研究活動に関するもの)は、文献室に配架している個人別のファイルにバインドし、常時、閲覧できるようにしてください。

※早期修了について

本研究科では、入学時に優れた研究成果または実務経験を有し、1年次に顕著な研究成果を挙げ、研究目標を早期に達成することが見込まれる優秀な大学院生が、2年次の秋学期の初めを目途に国際会議での発表、学術論文誌への投稿を達成した場合、秋学期に博士論文執筆についての指導、助言を行い、博士論文の要求水準を確保した上で、標準修業年限に達するまでに学位を授与することがあります。

7 博士論文について

文化情報学研究科 論文審査基準

(2015年1月7日改訂)

文化情報学研究科が定める博士論文の審査基準は次のとおりです。

1. 高度な研究能力、学識および学術研究における倫理性を有すること
【研究者としての能力と資質】
2. 文理融合の視点から独自の立論と立証を行い、独創性を有するものであること
【文理融合の視点と独創性】
3. 先行研究を適切に把握し、設定した課題との関連が明確に示されていること
【先行研究の把握と関連性の明示】
4. 立論の根拠を十分に提示し、かつ論理的一貫性を有すること
【十分な根拠と論理的一貫性】
5. 当該研究領域の発展に貢献する学術的価値と学問的な将来性を有すること
【学術的価値と研究成果の将来性】

課程博士学位論文の主な審査スケジュール（予備審査から総合審査まで）

課程博士学位論文は、予備審査の申請を行った後、主に次のような審査が行われます。それぞれの具体的な日時等は、文化情報学研究科事務室まで確認すること。

1

予備審査申請書類提出

～予備審査申請書類の提出を受けて、予備審査委員会が設置されます。



2

予備審査会

～予備審査委員会設置後、6週間以内を目処に予備審査会が開催され、研究発表を行います。
予備審査委員会の報告を受けて、文化情報学研究科委員会は予備審査の可否判定を行います。



3

課程博士学位論文提出

～予備審査の合格を受けて、申請者は予備審査会で指摘を受けた論文の修正を行い、定められた期日までに博士論文を提出します。（遅れた場合は次学期での論文審査となることがある。）
提出期限は、予備審査合格後、6週間を超えた1週間以内に定められ、学位論文審査委員会が設置されます。



4

審査会（公聴会）

～学位論文審査委員会設置後、4週間以内を目処に審査会（公聴会）が開催されます。
学位論文審査委員会の報告を受けて、文化情報学研究科委員会は審査を行います。



5

『学位論文総合審査』

～同志社大学「大学院学年暦」にもとづいて、総合審査が行われます。
総合審査は、通常年2回実施されます。

予備審査の前提条件

予備審査の申請に際しては、次の条件を全て満たすことが前提となります。

- ① 〈※2018年度以前生に適用〉
 - 1) 査読付き雑誌に論文の発表が1件以上あること（もしくは論文が採択された証明書）。
- 〈※2019年度以降生に適用〉
 - 1) 査読付き雑誌に論文の発表（もしくは論文が採択された証明書）が1件以上あり、それらが博士論文の一部を構成していること。
- ② 3回以上の学会発表があること（アドバンスト・シンポジウム等、研究科主催の公開発表会を含む）。
- ③ その他の論文、口頭発表、ポスター発表、学術活動が十分であると認められること。
- ④ 上の①の論文において、少なくとも1件の論文は、単著か、あるいは、共著の場合は、申請者が主に担当した論文であることを他の共著者全員が署名をもって認める書面が添付されていること。
- ⑤ 外国語資格試験に合格していること。

※早期修了については、別に定めます。

予備審査合否判定後の取り扱い

- 合格の場合、定められた期日までに博士論文を提出する。
- 不合格の場合、判定が行われた同じ学期に再度予備審査を申請することはできない。
- 合格して期日に間に合わなかった場合、再度予備審査からの取扱いとなる。

課程博士学位論文申請に必要な提出書類

課程博士学位論文の審査に必要な申請書類は、次のとおりです。なお、詳細な提出要領や所定の申請様式等は、文化情報学研究科HPで確認すること。

予備審査申請時

① 論文（参考論文も含む。仮製本した博士論文に準ずるもの）	
② 論文要旨（4,000字以内）	（所定様式）
③ 学位論文審査願	（所定様式）
④ 履歴書	（所定様式）
⑤ 研究業績一覧表	（所定様式）
⑥ 論文目録	（所定様式）
⑦ 写真台紙	（所定様式）
⑧ その他（本研究科独自様式）	
●博士学位申請における補足事項説明書	
●業績現物（研究業績一覧表に記された全て）	
（注1）論文の場合は現物、発表の場合はそれが確認できるもの。	
（発表した学会および時期と発表タイトルの関係がわかるもの）	
（注2）査読付き論文で現物が間に合わない場合やアクセプトしてから出版までの期間の長い場合は、その旨、文書（「公的証明書」※様式自由。アクセプトانسレターでも可。）で申告する。	
●共著論文に関する同意書（※該当の場合）	
●博士論文審査における外部審査委員推薦書（※主指導教員が提出）	

予備審査合格後

① 論文（参考論文も含む。仮製本した博士論文に準ずるもの）	3部、及び PDF データ1部
② 論文要旨（4,000字以内）	3部、及び PDF データ1部 （所定様式）
③ 学位論文審査願（論文博士の場合は、学位申請書）	2部、及び PDF データ1部 （所定様式）
④ 履歴書	2部、及び PDF データ1部 （所定様式）
⑤ 研究業績一覧表	2部、及び PDF データ1部 （所定様式）
⑥ 論文目録	2部、及び PDF データ1部 （所定様式）
⑦ 写真台紙	1部、及び PDF データ1部 （所定様式）
⑧ 同志社大学博士論文のインターネット公開同意書 ならびに関連書類	1部（所定様式）
⑨ その他	PDF データ1部
●予備審査における論文修正意見への回答	（自由様式）

※上記①～⑦の内、予備審査申請時に提出し、かつ以降訂正等の必要がない書類は、再度の提出は不要。

1 文化情報学研究科事務室について

皆さんの学籍や成績の管理、夢告館入館に関する手続きなどを取り扱っています。

場 所

京田辺キャンパス 夢告館1階

開室時間

月～金：9：00～11：30、12：30～17：00

※閉室日、時間変更については大学HP等で連絡します。

2 掲示板について

登校の際は、必ず掲示板を見るようにしてください。同志社大学HP、大学が交付した電子メールアドレス宛やDUET等も確認するようにしてください。

掲示板の場所	掲示内容
夢告館（南側）	文化情報学研究科連絡事項・試験・レポートなど
知真館1号館（北側）	授業時間割・休講・補講・教室変更等

3 文献室等の利用について

文献室の利用について

「同志社大学文化情報学部文献室の利用に関する規則」を遵守のうえ利用してください。

場 所

京田辺キャンパス 夢告館1階

文献室開室時間

開室時間：月～金 9：00～17：00

※夏季、年末・年始は別に定める。

文化情報学部所蔵資料の貸出・閲覧手続について

入退室記入表に所定事項を記入のうえ入室し、貸出の際は学生証を提示してください。

機器の利用について

文献室に設置する機器（複写機、印刷機、プリンタ、裁断機、製本機、マイクロリーダー等）を利用するときは、係員に申し出てその指示に従ってください。

大学院学生印刷補助および複写カードの貸与について

本学では、大学院生の印刷費補助として、年間一人あたり950枚分のコピー料金の補助を実施しています。新入生の方は、学生証に設定する必要がありますので、文献室受付カウンターにて申し出てください。

使用要領

●使用できるコピー機

夢告館1階文献室およびMK512を主としたカード挿入端末付コピー機。

●使用期間

3月から翌年の2月末日。（使用期間終了で利用枚数がリセットされる。未使用枚数の次年度への繰越はできない）

●使用期限

在籍期間中は年度が変わっても同じカードを使用できる。使用期間後および修了・退学などで学籍を失うときは、速やかにカードを文化情報学部・文化情報学研究科へ返却すること。

図書購入について

文化情報学研究科大学院生が必要な文献・資料を当該年度大学院図書費の範囲内で購入することができます。研究指導教員に相談してください。

4

大学院共同研究室の利用について

夢告館の時間外・休日入館について

夜間午後10時～翌朝午前8時の間、および休日に構内施設を利用する場合には、事前に申請手続きをしてください。まず、「夢告館および文献室の時間外利用申請」を済ませてから、残留する予定の日には、文化情報学部・文化情報学研究科事務室へ「構内残留・入構願」を提出し、承認を受けてください。

I Cカードによる開錠利用申請について

入学時に配布する「夢告館および文献室の時間外利用申請書（大学院生用）」に記載された要領を読み、暗証番号を記入して文化情報学部・文化情報学研究科事務室に提出してください。利用は申請受付より1週間後になります。下記の要領にしたがって利用してください。

利用カード：学生証

開錠可能ドア：夢告館北側入口

平日午後10時から翌朝午前8時

日曜・祝日および大学が定めた休日は終日

共同研究室の入室について

共同研究室に入室するには、指導教員管理のもと、事前に学生証の登録（開錠機能設定）を行う必要があります。登録後、学生証を入口扉のI Cカードリーダーにかざし入室してください。

5

T A ・ R A について

T A（ティーチング・アシスタント）について

文化情報学部では学部生、大学院前期課程学生の教育効果を高めるために、科目担当者の補助をしていた大学大学院生を募集しています。この業務を請け負う者を総称してティーチング・アシスタント（T A）といい、前期課程の学生をT A（M）、後期課程の学生をT A（D）と称します。T A選考の募集等の詳細については後日、事務室より連絡します。（候補者応募は4月上旬）

T Aの業務内容（学部・大学院前期課程教育の補助作業に従事）

- 演習、実習、実験、調査等の授業の教育補助
 - 学部学生・大学院前期課程学生に対する学習上の指導および相談
 - その他、教育上必要と認める教育補助業務
- 担当者により異なるが、例えば、授業の出欠調査、講義資料収集・作成および配布、答案・レポート整理、学生の質問への対応、機械的採点補助等も含まれる。
- 勤務地は授業実施校地により今出川校地と京田辺校地の場合がある。
- なお、大学院前期課程科目対象のT Aは後期課程在籍者のみとする。

任用期間

- 春学期・秋学期連結科目 4月から翌年3月末まで
- 春学期科目 4月から9月下旬まで（春学期終り）
- 秋学期科目 9月下旬（秋学期始め）から翌年3月末まで

報酬

報酬は1コマ（90分）あたり、T A（M）、T A（D）は2,500円。「勤務管理表および報告書」に基づき、定められた日に支給する。京田辺・今出川2校地間の移動による交通費は別途申請により支給する。

T A勤務表の記入について

「勤務管理表および報告書」に業務日付、担当科目名、業務内容、業務開始時刻・終了時刻・休憩時間を記入すること。

勤務時間は24時間方式で毎月月末までに必ず記入し、文化情報学部・文化情報学研究科事務室まで提出すること。記入漏れの申請については、報酬の支払いができない場合がある。

R A（リサーチ・アシスタント）について

同志社大学には、本学における研究活動に優秀な大学院在学者を補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実ならびに次世代の研究者としての研究能力の育成を図ることを目的として、同志社大学リサーチ・アシスタント（以下「リサーチ・アシスタント」）の制度が設けられています。

リサーチ・アシスタントは、研究補助者として本学が行う研究等に参画し、研究代表者の指示に従って当該研究の遂行に必要な研究補助業務に従事します。

※詳細は、文化情報学研究科事務室までお問い合わせください。

6

試験監督補助について

文化情報学部の中間試験や春学期・秋学期末試験での試験監督補助を依頼することがあります。試験監督アルバイトの募集は、その都度掲示板もしくはメールにて連絡します。

7

研究成果発表に対する補助について

学会で自らの研究発表を行う際に係る旅費や参加費、また、国際的又は全国的に高い水準にある学術・学会誌へ投稿・掲載される際の印刷費や別刷代金に対して費用の補助を行っています。

詳細は、文化情報学研究科HPを確認してください。

8

社会調査士資格について

同志社大学文化情報学研究科では、所定の要件を満たして申請すれば、研究科修了時に「専門社会調査士」の認定が受けられます。

社会調査士とは

「社会調査士」「専門社会調査士」とは、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等をとらえることのできる能力を有する「調査の専門家」のことである。社会調査士資格には、「社会調査士」と「専門社会調査士」の2種類がある。

社会調査士：調査企画から報告書作成までの社会調査の全過程を体験することにより、基本的な調査方法や分析手法の妥当性、またその問題点を指摘することができる。

専門社会調査士：調査の問題点や妥当性等の指摘はもちろんのこと、多様な調査手法を用いた調査企画能力、実際の調査を運営管理する能力、高度な分析手法による報告書執筆などの実践能力を有している。

「専門社会調査士」取得のための要件

1. 社会調査士資格を有すること

社会調査士資格を有していない場合であっても、専門社会調査士資格を取得する際、同時に申請することも可能である。

2. 専門社会調査士科目を設置している大学（機関）で、標準カリキュラムH～Jに対応した科目を単位取得すること

	文化情報学研究科設置科目名	配当年次
【H】調査企画・設計に関する演習（実習）科目	調査法特別演習Ⅰ	1～
【I】多変量解析に関する演習（実習）科目	多変量解析特別演習	2
【J】質的調査法に関する演習（実習）科目	調査法特別演習Ⅱ	1～

3. 社会調査を用いたデータ（質的・量的は問わない）を用いて独自に執筆した実証的研究論文を修士（博士）論文もしくは他の形態において発表していること

- (1) 研究論文は、既発表の学術論文または著書で、基本的に、社会調査の結果を用いた論文（著書）もしくは社会調査に関連する論文（著書）とする。
- (2) 刊行前の学術雑誌に掲載予定である場合、掲載予定であることがわかる証明書を提出する。
- (3) 研究論文は、日本語もしくは英語で書かれたものとする。
- (4) 提出する論文は、現物もしくは現物のコピー、あるいは抜き刷りとする。修士（博士）論文の場合、表紙に論文のタイトル、執筆者名、提出年月、研究科名を明記する。

4. 修士修了

同志社大学文化情報学部文献室の利用に関する規則

(利用資格)

同志社大学文化情報学部文献室を利用することができる者は、次のとおりとする。利用にあたっては、原則として学生証または身分証明書を提示しなければならない。

- (I) 文化情報学部専任教員、客員教員
- (2) 文化情報学部嘱託講師、客員研究員
- (3) 文化情報学部3年次生以上で「ジョイント・リサーチ」科目を登録した者
- (4) 文化情報学部研究補助員
- (5) 文化情報学研究科学生
- (6) 文化情報学部以外の本学専任教員、客員教員
- (7) 文化情報学部以外の本学嘱託講師、客員研究員
- (8) 文化情報学研究科以外の本学の大学院学生
- (9) 文化情報学部以外の本学の4年次生以上の学生
- (10) 学外研究者（大学院学生含む）で所属長の依頼状、またはそれに準ずる書面を提出した者
- (II) 研究室主任の許可を得た者

(開室時間)

開室時間は、別に定める場合のほか、平日は午前9時から午後5時までとする。

(入退室手続)

第3条 入室および退室をするときは、入退室記入表に所定事項を記入しなければならない。

2 入室者はノート、筆記用具以外のものを備付けのロッカーに納めなければならない。

3 前2項の規定は文化情報学部専任教員および客員教員にはこれを適用しない。

(閲覧)

第4条 閲覧のため借り受けた図書は、文献室外に帯出することはできない。

2 閲覧後の図書は、所定の返却棚に返却しなければならない。

(借用冊数・期間・手続)

第5条 借用することのできる図書の冊数および借用期間は、次のとおりとする。借用にあたっては、原則として身分証明書を提示しなければならない。

- | | | |
|---|-------|-------|
| (1) 文化情報学部専任教員、客員教員 | 50冊以内 | 1年以内 |
| (2) 文化情報学部嘱託講師、客員研究員 | 5冊以内 | 14日以内 |
| (3) 文化情報学部3年次生以上で「ジョイント・リサーチ」科目を登録した者 | 5冊以内 | 14日以内 |
| (4) 文化情報学部研究補助員 | 5冊以内 | 14日以内 |
| (5) 文化情報学研究科学生 | 10冊以内 | 28日以内 |
| (6) 文化情報学部以外の本学専任教員、客員教員 | 50冊以内 | 90日以内 |
| (7) 文化情報学部以外の本学嘱託講師、客員研究員 | 5冊以内 | 14日以内 |
| (8) 文化情報学研究科以外の本学の大学院学生 | 10冊以内 | 28日以内 |
| (9) 文化情報学部以外の本学の4年次生以上の学生 | 5冊以内 | 14日以内 |
| (10) 学外研究者（大学院学生含む）で所属長の依頼状、またはそれに準ずる書面を提出した者 | 5冊以内 | 14日以内 |
| (II) 研究室主任の許可を得た者 | 5冊以内 | 14日以内 |

2 図書の借用を希望する者は、受付カウンターで所定の手続きをとること。

(返却)

第6条 借用中の図書は、借用期間内に返却しなければならない。

2 借用図書の返却は受付カウンターで行なう。

(借用期間の更新)

第7条 借用期間が満了した場合において他に利用希望者がいないときは、借用期間の更新をすることができる。

2 借用期間の更新は、図書をいったん返却したうえあらためて借用手続をとることによって行なう。

(返却請求)

第8条 研究室主任は、他に利用希望者があるときまたは事務整理上必要があるときは、借用期間中の図書の返却を求めることができる。

(利用資格の喪失)

第9条 第1条に掲げる者が借用期間中にその身分を失ったときは、借用中の図書を直ちに返却しなければならない。

(帯出禁止図書)

第10条 雑誌、参考図書およびマイクロ資料ならびに研究室主任が指定した図書は借用することができない。ただし、研究室主任の許可する図書については、文化情報学部専任教員にかぎり所定の手続を経て1週間以内に限り研究室個室への帯出をすることができる。

(機器の利用)

第11条 文献室内に設置する機器（複写機、断裁機）を利用する時は係員に申し出てその指示に従わなければならない。

2 設置されている機器を利用したときは、その都度実費を支払わなければならない。

(図書の紛失など)

第12条 利用中の図書および機器について汚損、破損または紛失などの事故が生じた時は、利用者は直ちに係員に申し出てその指示に従わなければならない。

(一般的禁止事項)

第13条 文献室内での喫煙および飲食は禁止する。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、文化情報学部教授会において決定する。

同志社大学大学院学則

(2023 年 4 月 1 日改正)

第 1 章 総 則

第 1 条 本大学院は、学問の自由とキリスト教的精神とを尊重して、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

第 1 条の 2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

2 点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3 本大学院は、第 1 項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第 2 条 本大学院の課程は、前期及び後期の課程に区分する博士課程（以下「区分制博士課程」という。）、前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）、修士課程及び専門職学位課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第 2 条の 2 本大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各研究科において専攻毎に定め、別表Ⅱに記載する。

第 2 章 研究科の組織及び修業年限

第 3 条 本大学院の各研究科に次の専攻を置く。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

	前期課程又は修士課程	後 期 課 程
神学研究科	神学専攻	神学専攻
文学研究科	哲学専攻	哲学専攻
	英文学・英語学専攻	英文学・英語学専攻
	文化史学専攻	文化史学専攻
	国文学専攻	国文学専攻
	美学芸術学専攻	美学芸術学専攻
社会学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学専攻
	メディア学専攻	メディア学専攻
	教育文化学専攻	教育文化学専攻

	社会学専攻	社会学専攻
	産業関係学専攻	産業関係学専攻
法学研究科	政治学専攻	政治学専攻
	私法学専攻	私法学専攻
	公法学専攻	公法学専攻
経済学研究科	理論経済学専攻	経済政策専攻
	応用経済学専攻	
商学研究科	商学専攻	商学専攻
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	総合政策科学専攻
文化情報学研究科	文化情報学専攻	文化情報学専攻
理工学研究科	情報工学専攻	情報工学専攻
	電気電子工学専攻	電気電子工学専攻
	機械工学専攻	機械工学専攻
	応用化学専攻	応用化学専攻
	数理環境科学専攻	数理環境科学専攻
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	医工学・医情報学専攻
	医生命システム専攻	医生命システム専攻
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学専攻
心理学研究科	心理学専攻	心理学専攻
グローバル・スタディーズ研究科	グローバル・スタディーズ専攻	グローバル・スタディーズ専攻
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻	

(2) 一貫制博士課程

脳科学研究科 発達加齢脳専攻

(3) 専門職学位課程

司法研究科 法務専攻

ビジネス研究科 ビジネス専攻

2 専門職大学院に関する事項は、専門職大学院学則として別にこれを定める。

3 総合政策科学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

4 本大学院に高等研究教育院を置く。高等研究教育院に関する規程は、別に定める。

第 4 条 博士課程の後期課程の標準修業年限は、3 年とする。

2 一貫制博士課程の標準修業年限は、5 年とする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、各研究科の定めるところにより、その履修を博士課程の前期課程、修士課程又は博士課程の後期課程では 6 年、一貫制博士課程では 8 年まで認めることができる。

5 第 17 条の規定により転入学を許可された転入学生の修業年限は、前 4 項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

- 第5条 博士課程の前期課程に4年、後期課程に6年を超えて在学することを認めない。
- 2 修士課程に4年を超えて在学することを認めない。
- 3 一貫制博士課程に8年を超えて在学することを認めない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、博士課程の前期課程又は修士課程において前条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定された履修期間を在学年限の上限とすることができる。
- 5 第17条の規定により転入学を許可された転入学生の在学年限は、前4項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

第3章 授業科目、研究指導、履修方法及び教育方法の特例

第6条 各研究科の教育課程は、各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表Ⅱにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本大学院が定める。
- 2 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第6条の2 大学院学生は、別に定める他の大学大学院において当該大学大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

第6条の3 第20条の2により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者及び大学院設置基準第15条に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修し単位を修

得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、前条により認定した単位と合わせて15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

- 2 第20条の2により留学した大学の大学院において受けた研究指導は、博士課程の後期課程又は一貫制博士課程において、その一部を認定することができる。

第6条の4 本大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生が入学前に大学大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の単位は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第6条の2第2項及び第6条の3第1項により修得したもののみを単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第6条の5 高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状を得ようとする者は、各研究科における授業科目から教育職員免許状及び同施行規則に定める必要単位数を履修しなければならない。（ただし、高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状の取得資格を有する者）

- 2 本大学院において取得できる免許状の種類（教科）は、次のとおりとする。

神学研究科	
神学専攻	中専免（宗教）、高専免（宗教）
文学研究科	
哲学専攻	中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）
英文学・英語学専攻	中専免（英語）、高専免（英語）
文化史学専攻	中専免（社会）、高専免（地理歴史）
国文学専攻	中専免（国語）、高専免（国語）
美学芸術学専攻	中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）
社会学研究科	
社会福祉学専攻	高専免（福祉）
メディア学専攻	中専免（社会）、高専免（公民）
教育文化学専攻	中専免（社会）、高専免（公民）
社会学専攻	中専免（社会）、高専免（公民）
産業関係学専攻	中専免（社会）、高専免（公民）
法学研究科	
政治学専攻	中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）
私法学専攻	中専免（社会）、高専免（公民）
公法学専攻	中専免（社会）、高専免（公民）
経済学研究科	
理論経済学専攻	中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）
応用経済学専攻	中専免（社会）、高専免（公民）
商学研究科	
商学専攻	中専免（社会）、高専免（公民）、高専免（商業）
総合政策科学研究科	
総合政策学専攻	中専免（社会）、高専免（公民）
文化情報学研究科	
文化情報学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）

理工学研究科

情報工学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）
応用化学専攻	中専免（理科）、高専免（理科）
数理環境科学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）、中専免（理科）、高専免（理科）

生命医科学研究科

医工学・医情報学専攻	中専免（理科）、高専免（理科）
医生命システム専攻	中専免（理科）、高専免（理科）

スポーツ健康科学研究科

スポーツ健康科学専攻	中専免（保健体育）、高専免（保健体育）
------------	---------------------

心理学研究科

心理学専攻	中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）
-------	---------------------------

グローバル・スタディーズ研究科

グローバル・スタディーズ専攻	中専免（社会）、高専免（公民）
----------------	-----------------

第6条の6 本章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数、履修方法の細目等については、各研究科会の定めるところによる。

第6条の7 本大学院には、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くための教育を行うため、博士課程教育リーディングプログラムを置く。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第6条の8 本大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生を別に定める他の大学大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士課程の前期課程又は修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第6条の9 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第4章 課程修了の認定

第7条 博士の学位を得ようとする者は、大学院博士課程に5年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程2年又は修士課程2年を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた業績により博士課程の前期課程又は修士課程を在学1年以上で修了した者の在学期間に関しては、博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間に

3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者又は専門職学位課程を修了した者については、3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語によく通じていることを一条件とする。

5 修士の学位を得ようとする者は、博士課程の前期課程又は修士課程に2年以上在学し、授業科目について30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。ただし、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

6 前項の場合において、当該博士課程の前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

7 前2項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語に通じていることを一条件とする。

8 本大学院は、第6条の4の規定により本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程（区分制博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士課程の前期課程又は修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

9 前項の規定は、博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者の第7条第1項及び同条第2項に規定する博士課程における在学期間（同条第1項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

第8条 修士の学位論文は、在学期間中に提出し審査を終了するものとする。

2 博士の学位論文は、在学期間中に学長に提出し、提出された日から1年以内に審査を終了するものとする。

第9条 課程修了の認定は、研究科長会の審議を経て、学長が決定する。

2 研究科長会に関する内規は、別に定める。

第5章 学位の授与

第10条 本大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者には、次の学位を授与する。

博士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、技術・革新的経営、学術）

修士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、美学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、比較政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、経営学、技術・革新的経営、学術）

- 2 前項に規定する学位には、「博士（神学）（同志社大学）」又は「修士（神学）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。
- 3 本大学は、別に定める同志社大学学位規程により博士課程を経ることなくして、博士の学位論文を提出する者に、博士課程における学位授与の方法に準じて学位を授与する。

第6章 学年、学期及び休業日

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第12条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
 - (3) 創立記念日 11月29日
 - (4) キリスト降誕日 12月25日
 - (5) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。
- 2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業を行うことがある。また休業日は、臨時に定めることができる。

第7章 入学、転入学、休学、留学、退学、除籍及び再入学

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第15条 博士課程の前期課程、一貫制博士課程又は修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、

本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本大学院が認めたもの

(3) 大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者

2 博士課程の後期課程に入学又は一貫制博士課程の第3年次に転入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を得た者
- (2) 大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

第15条の2 外国人の入学志願者のうち、その入学資格の判明しがたいときには、当該外国公館の証明を必要とする。

第16条 入学志願者には各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項により定める方針に基づき、学力検査を行い、既往の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考査方法、時期等については、その都度定める。

第17条 他の大学大学院学生又は本大学院を修了した者で、転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り前条に準ずる考査を経たうえで、転入学を許可することがある。

第18条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表Iの9に定める入学検定料を納入しなければならない。

2 災害等の特別な事情により入学検定料の納入が困難であると認められる入学志願者には、申請に基づき、入学検定料を免除することがある。

3 前項の入学検定料の免除の詳細は、別に定める。

第19条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

2 本大学院の複数の研究科・専攻・クラスター（以下「研究科等」という。）の入学許可を得て、一方の研究科等の学費を納入した者が、もう一方の研究科等への入学を希望する場合等は、申請に基づき、既に納入した学費を、もう一方の研究科等の学費に振替を認めることがある。

3 前項の振替の詳細は、別に定める。

第20条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、春学期又は秋学期授業開始日までにその旨願い出て、許可を得なければならない。

2 休学期間は、1年又は半年とする。

3 休学の期間は、通算して博士課程の前期課程又は修士課程においては2年、博士課程の後期課程においては3年、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

4 休学期間は、第4条及び第5条に定める修業年限、在学年限には算入しない。

第20条の2 学生は、在学中当該研究科教授会又は研究科委員会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第4条の修業年限及び第5条の在学年限に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その旨願い出なければならない。

第22条 学長は学力劣等で成業の見込みがないと認める者、また出席常でない者を、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、諭旨退学させることがある。

第23条 学長は品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、当該研究科教授会又は研究科委員会において懲戒の対象となりうると認められたときは、けん責、停学又は退学に処することができる。

2 前項の懲戒に関する規程は、別に定める。

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。第1号については、春学期末修了予定者は春学期末、それ以外の者は当該学年末（秋学期入学者は春学期末）、第2号並びに第3号については、該当学期末に除籍する。

(1) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(2) 在学期間が第5条に規定する在学年限を超える者

(3) 学費未納で履修科目の登録をしていない者

第23条の3 退学者及び前条第1項第1号又は第3号により除籍された者が、再入学を願い出た場合は、それを許可することができる。なお、除籍された者が再入学を願い出た場合は、事前に未納学費を完納しなければならない。

第23条の4 再入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

第8章 科目等履修生、聴講生、研究生、研修生、委託生、特別研究学生、外国人留学生及び外国人研究生

第24条 各研究科又は高等研究教育院に設置する一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生のうち、他の大学大学院学生で、協定に基づき本大学院の授業科目を履修する者については、交流学生又は単位互換履修生として受け入れることができる。

3 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

4 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する内規は、別に定める。

第24条の2 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、聴講生とすることができる。

2 聴講生に関する内規は、別に定める。

第24条の3 本大学院博士課程の後期課程に6年間在学した者又は一貫制博士課程に8年間在学した者が、その後、研究指導を受けることを希望するときは、当該研究科において、研究生としてこれを許可することがある。

2 研究生に関する内規は、別に定める。

第24条の4 本大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了

した者で、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力をさらに養うため研修を希望するものがあるときは、当該研究科において、研修生としてこれを許可することがある。

2 研修生に関する内規は、別に定める。

第25条 他の大学大学院学生にして、その大学院の委託により、本大学院研究科における授業科目中1科目又は数科目の選修を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て修学を許可することがある。

2 委託生が選修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第25条の2 他の大学大学院学生で、本大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関する内規は、別に定める。

第26条 外国人留学生、外国人研究生に関する内規は、別にこれを定める。

第9章 学 費

第27条 在学生の学費は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。ただし、春学期の学費を納入するときに、当該年度の秋学期の学費も納入することができる。

2 外国人留学生（特別学生）研修料は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。

3 履修料及び聴講料は、所定の期間内に納入しなければならない。

4 委託生修学科、大学院研修生研修料、大学院研究生及び外国人研究生研究指導料は、所定の期日までに納入しなければならない。

第28条 学費は、入学金、授業料（履修料、聴講料、委託生修学科、研修料及び研究指導料を含む。）、教育充実費、論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料とし、その額は、別表Ⅰから別表Ⅰの8にこれを定める。

2 博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた者が、学位論文を提出してその審査のために在籍する期間については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。ただし、上記の者が退学した場合、退学日から3年以内に再入学を許可され、再入学と同時に学位論文を提出したときには、本項本文を適用する。

3 協定に基づくダブルディグリープログラムにより、本大学から1学期間以上留学する者は、特別在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

4 休学を許可された者は、休学在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

5 第24条第2項に定める、協定に基づき本大学院の授業科目を履修するため、他の大学院から受け入れた交流学生及び単位互換履修生の学費については、当該大学との協定に基づき設定す

る。

6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入学日の前日までに入学手続の取消しを願ったものについては、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

7 履修科目の登録に際して実験実習料を要する科目及びその実験実習料については、別に定める。

8 退学者又は除籍された者については、別に定める場合を除き、当該学期の学費を徴収する。

9 第23条第1項に基づく停学に処せられた者については、その期間中も学費を徴収する。

第28条の2 やむを得ない事情があると認められる場合は、申請に基づき、学費（論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料を除く。）を延納又は分納することができる。

2 前項の学費の延納又は分納の詳細は、別に定める。

第28条の3 災害等の特別な事情により学費の納入が困難であると認められる者には、申請に基づき、学費の一部を免除することがある。

2 前項の学費の一部免除の詳細は、別に定める。

第10章 削 除

第29条 削除

第11章 教育研究実施組織及び運営組織

第30条 大学院における授業並びに指導は、一定数の本大学教員がこれを担当する。

第31条 大学院及び各研究科に共通する重要事項は、部長会で審議する。

2 部長会に関する規程は、別に定める。

第32条 学部を基礎としない独立研究科には研究科教授会を、学部を基礎とする研究科には研究科委員会を置く。

2 研究科教授会及び研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項及び学位の授与に関する事項

(2) 授業及び研究指導に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) 学位論文審査に関する事項

(5) 学則、研究科諸規程に関する事項

(6) その他研究科長がつかさどる教育研究に関する事項

3 研究科教授会及び研究科委員会は、学長から諮問された事項について審議する。

4 研究科教授会及び研究科委員会は、学生の入学、修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で研究科教授会及び研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

5 研究科教授会及び研究科委員会の組織及び運営に関する事項は、当該研究科教授会又は研究科委員会において定める。

第33条 大学院の学務は、学長が総括し、研究科の学務は、当該学部長が研究科長としてこれを管掌し、グローバル・スタディーズ研究科においてはグローバル・スタディーズ研究科長が、脳科学研究科においては脳科学研究科長が、ビジネス研究科においてはビジネス研究科長が管掌する。その他、大学院の事務を遂行するため、職員を置く。

第33条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第12章 学生の入学定員及び収容定員

第34条 各研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

研究科	前期課程又は修士課程			後期課程		
	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
神学研究科	神学専攻	20	40	神学専攻	5	15
文学研究科	哲学専攻	7	14	哲学専攻	3	9
	英文学・英語学専攻	10	20	英文学・英語学専攻	4	12
	文化史学専攻	15	30	文化史学専攻	4	12
	国文学専攻	10	20	国文学専攻	3	9
	美学芸術学専攻	5	10	美学芸術学専攻	3	9
	計	47	94	計	17	51
社会学研究科	社会福祉学専攻	10	20	社会福祉学専攻	6	18
	メディア学専攻	5	10	メディア学専攻	2	6
	教育文化学専攻	7	14	教育文化学専攻	3	9
	社会学専攻	10	20	社会学専攻	5	15
	産業関係学専攻	5	10	産業関係学専攻	2	6
	計	37	74	計	18	54
法学研究科	政治学専攻	40	80	政治学専攻	5	15
	私法学専攻	45	90	私法学専攻	5	15
	公法学専攻	45	90	公法学専攻	5	15
	計	130	260	計	15	45
経済学研究科	理論経済学専攻	25	50	経済政策専攻	5	15
	応用経済学専攻	25	50			
	計	50	100	計	5	15
商学研究科	商学専攻	65	130	商学専攻	5	15
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	70	140	総合政策科学専攻	15	45
文化情報学研究科	文化情報学専攻	30	60	文化情報学専攻	5	15
理工学研究科	情報工学専攻	60	120	情報工学専攻	5	15
	電気電子工学専攻	70	140	電気電子工学専攻	7	21
	機械工学専攻	80	160	機械工学専攻	8	24
	応用化学専攻	80	160	応用化学専攻	7	21
	数理環境科学専攻	25	50	数理環境科学専攻	3	9
	計	315	630	計	30	90
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	90	180	医工学・医情報学専攻	2	6
	医生命システム専攻	20	40	医生命システム専攻	12	36
	計	110	220	計	14	42
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	8	16	スポーツ健康科学専攻	3	9
心理学研究科	心理学専攻	10	20	心理学専攻	6	16
グローバルスタディーズ研究科	グローバルスタディーズ専攻	45	90	グローバルスタディーズ専攻	18	54
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻	45	90	合計	156	468
合計	計	982	1,964			

(2) 一貫制博士課程

研究科	専攻	入学定員	収容定員
脳科学研究科	発達加齢脳専攻	10	50
合計	計	10	50

第13章 研究指導施設及び厚生保健施設

第35条 図書館を設け、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報等を系統的に整備し、教育研究を促進する。

第36条 学生の研究のため各研究科に読書研究室を設ける。

第37条 教職員及び学生の保健医療には、学生支援機構保健センターを利用する。

第14章 雑 則

第38条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

第39条 本大学院は、学費及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、在学生及び入学志願者に対して明示するように努めるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2005年4月1日から施行する。
- 2 第20条第3項の規定は、1989年度入学生から適用する。
- 3 第3条及び第34条は、文学研究科の改組・再編に伴う、文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程又は修士課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程の設置並びに文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻の後期課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の後期課程の設置、文学研究科英文学専攻及び美学および芸術学専攻の前期課程並びに哲学および哲学史専攻、英文学専攻及び美学および芸術学専攻の後期課程の名称変更により改正施行する。
なお、廃止又は名称変更を行う各専攻は、2005年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。(2005年4月1日改正)
- 4 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 5 第10条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 6 第23条の3に規定する再入学は、2004年度第1年次入学生から適用する。
- 7 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2005年度入学生に適用する。2004年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 8 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、休学在籍料については、2003年度以降在学の学生に適用する。ただし、2002年度以前の入学生のうち、従前の学費による休学中の学費が休学在籍料を下回る場合は、その額とする。

附 則

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2006年度入学生に適用する。2005年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

- 2 第3条及び第34条は、神学研究科の改組・再編に伴う、神学研究科聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程の廃止及び神学研究科神学専攻の前期課程の設置並びに神学研究科歴史神学専攻の後期課程の名称変更、及び文化情報学研究科文化情報学専攻の前期課程及び後期課程の設置により改正施行する。

なお、聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程及び歴史神学専攻の後期課程は、2007年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2007年度入学生に適用する。2006年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第34条は、工学研究科知識工学専攻及び電気工学専攻の名称変更並びに生命医科学研究科生命医科学専攻の設置により改正施行する。
なお、知識工学専攻及び電気工学専攻は、2008年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 5 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2008年度入学生に適用する。2007年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第34条は、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程の廃止及び工学研究科数理環境科学専攻の課程変更並びに心理学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程の設置により改正施行する。

なお、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに工学研究科数理環境科学専攻の修士課程は、2009年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、修業年限、在学年限、課程修了の認定、休学期間及び教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 5 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2009年度入学生に適用する。2008年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第33条及び第34条は、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程の設置及びグローバル・スタ

ディーズ研究科グローバル・スタディーズ専攻の前期課程及び後期課程の設置並びにこれに伴うアメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程の廃止により改正施行する。

なお、アメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程は、2010年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第4条第4項に規定する長期にわたる教育課程の履修は、2010年度第1年次入学生から適用する。ただし、一貫制博士課程においては、2010年度第1年次入学生及び2010年度転入学生から適用する。
- 4 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 5 第10条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 6 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2010年度入学生に適用する。2009年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第34条は、社会学研究科教育学専攻の名称変更により改正施行する。

なお、教育学専攻は、2011年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第33条及び第34条は、工学研究科、工業化学専攻の名称変更、生命医科学研究科の改組・再編に伴う、生命医科学研究科生命医科学専攻の廃止及び生命医科学研究科医工学・医情報学専攻、医生命システム専攻の設置、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の課程変更、脳科学研究科発達加齢脳専攻の設置により改正施行する。

なお、工学研究科各専攻及び生命医科学研究科生命医科学専攻並びにスポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程は、2012年度より学生募集を停止する。ただし、当該研究科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。

2 第3条、第33条及び第34条は、ビジネス研究科グローバル経営研究専攻の修士課程の設置により改正施行する。

3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

4 第10条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2015年度第1年次入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2015年度入学生に適用する。2014年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2016年度第1年次入学生から適用し、2015年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2016年度入学生に適用する。2015年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、論文審査在籍料については、2016年度第1年次入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2017年度第1年次入学生から適用し、2016年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程は、2017年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2017年度入学生に適用する。2016年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2018年度第1年次入学生から適用し、2017年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2018年度入学生に適用する。2017年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2019年度第1年次入学生から適用し、2018年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、再入学生の入学金に関する規定のただし書きについては、2020年4月1日以降に再入学する学生に適用する。

4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、特別在籍料については、2019年4月1日以降に派遣を決定する学生に適用する。

附 則

1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2020年度第1年次入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2021年度第1年次入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的

及び授業科目一覧表による。

附 則

1 この学則は、2022年4月1日から施行する。

2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

1 この学則は、2023年4月1日から施行する。

2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2023年度第1年次入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2023年度入学生に適用する。2022年度以前の入学生については、従前の学費による。

別表Ⅰ 学費

入学金、授業料及び教育充実費
区分制博士課程及び修士課程

博士課程（前期）又は修士課程

（年額）

		入学金	授業料	教育充実費
神学科学研究科 文学科学研究科 社会学研究科 経済学研究科 総合政策科学研究科 グローバルスタディーズ研究科 ビジネス研究科 グローバル経営研究専攻	第1年次	200,000 円	508,000 円	116,000 円
	第2年次		708,000 円	116,000 円
	所定単位修得者		354,000 円	58,000 円
文化情報学研究科	第1年次	200,000 円	591,000 円	125,000 円
	第2年次		791,000 円	125,000 円
	所定単位修得者		417,000 円	62,500 円
理工学研究科 生命医科学研究科	第1年次	200,000 円	844,000 円	155,000 円
	第2年次		1,044,000 円	155,000 円
	所定単位修得者		580,000 円	77,500 円
スポーツ健康科学研究科	第1年次	200,000 円	618,000 円	125,000 円
	第2年次		818,000 円	125,000 円
	所定単位修得者		444,000 円	62,500 円
心理学研究科	第1年次	200,000 円	641,000 円	131,000 円
	第2年次		841,000 円	131,000 円
	所定単位修得者		452,000 円	65,500 円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。
- (3) 2年を超えて在籍した場合の学費は、第2年次の学費を適用する。
- (4) 博士課程の前期課程又は修士課程において、2年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を適用する。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び(8)の長期履修学生については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000 円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000 円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000 円とする。
- (7) MOT コース生がビジネス研究科を修了し、理工学研究科 MOT コースに転入学した場合は、第4項の規定に関らず、授業料は828,000 円、教育充実費は77,500 円とし、入学金の全額を免除する。
なお、理工学研究科に1年を超えて在籍した場合の学費は、理工学研究科の第2年次学費を適用する。
- (8) 第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る学費については、以下のとおり取り扱う。
ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。
また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
エ ア、イの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

博士課程（後期）

（年額）

		入学金	授業料	教育充実費
神 学 研 究 科 文 学 研 究 科 社 会 学 研 究 科 法 学 研 究 科 経 済 学 研 究 科 商 学 研 究 科 総 合 政 策 科 学 研 究 科 グローバルスタディーズ研究科	第1年次	200,000 円	477,000 円	122,000 円
	第2年次		677,000 円	122,000 円
	第3年次		677,000 円	122,000 円
	3年以上在学者		338,500 円	61,000 円
文 化 情 報 学 研 究 科	第1年次	200,000 円	562,000 円	132,000 円
	第2年次		762,000 円	132,000 円
	第3年次		762,000 円	132,000 円
	3年以上在学者		358,500 円	66,000 円
理 工 学 研 究 科 生 命 医 科 学 研 究 科	第1年次	200,000 円	815,000 円	161,000 円
	第2年次		1,015,000 円	161,000 円
	第3年次		1,015,000 円	161,000 円
	3年以上在学者		448,500 円	80,500 円
ス ポー ツ 健 康 科 学 研 究 科	第1年次	200,000 円	587,000 円	132,000 円
	第2年次		787,000 円	132,000 円
	第3年次		787,000 円	132,000 円
	3年以上在学者		358,500 円	66,000 円
心 理 学 研 究 科	第1年次	200,000 円	605,000 円	137,000 円
	第2年次		805,000 円	137,000 円
	第3年次		805,000 円	137,000 円
	3年以上在学者		373,000 円	68,500 円

(1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。

(2) 学内進学者からは、入学金を徴収しない。

(3) 3年を超えて在籍した場合の学費は、第3年次の学費を適用する。

(4) 博士課程の後期課程において、3年以上在学した者は、次の学期から3年以上在学者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び(8)の長期履修学生については、適用しない。

(5) 転入学生の入学金は、200,000 円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学大学院修了生に限り、入学金は徴収しない。

(6) 再入学生の入学金は、100,000 円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000 円とする。

(7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。

(8) 第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る学費については、以下のとおり取り扱う。

ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。

また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。

イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。

ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。

エ ア、イの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。

オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

一貫制博士課程

(年額)

		入学金	授業料	教育充実費
脳 科 学 研 究 科	第1年次	200,000 円	844,000 円	155,000 円
	第2年次		1,044,000 円	155,000 円
	第3年次		815,000 円	161,000 円
	第4年次		1,015,000 円	161,000 円
	第5年次		1,015,000 円	161,000 円
	所定単位修得者		448,500 円	80,500 円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。
- (3) 5年を超えて在籍した場合の学費は、第5年次の学費を適用する。
- (4) 一貫制博士課程において、5年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び(8)の長期履修学生については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000 円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000 円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000 円とする。
- (7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。
- (8) 第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る学費については、以下のとおり取り扱う。
- ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。
- また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
- イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
- ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
- エ ア、イの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
- オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

論文審査在籍料

半年又は1年	60,000 円
--------	----------

- ・論文審査在籍料により在籍する期間に学部又は大学院の授業科目を履修することはできない。

特別在籍料

ダブルディグリープログラムによる留学期間	特別在籍料
1 年	300,000 円
1 学期	150,000 円

休学在籍料

休 学 期 間	休学在籍料
1 年	120,000 円
半 年	60,000 円

- ・母国における兵役義務による休学が認められた者は、休学在籍料の納入を要しない。

別表Ⅰの２ 履修料

履 修 登 録 料	全研究科及び高等研究教育院	50,000 円
履 修 料 (1 単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	24,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	26,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	33,000 円
	心 理 学 研 究 科	27,000 円
	高 等 研 究 教 育 院	26,000 円

- (1) 研究科において、履修料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
(2) 本学出身者及び前年度から継続の履修生の履修登録料は、2分の1とする。
(3) 学期をまたがって履修する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。
(4) 複数の研究科及び高等研究教育院に併願する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

別表Ⅰの３ 聴講料

聴 講 登 録 料	全 研 究 科	50,000 円
履 修 料 (1 単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	16,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	17,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	22,000 円
	心 理 学 研 究 科	18,000 円

- (1) 聴講料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
(2) 本学出身者及び前年度から継続の聴講生の聴講登録料は、2分の1とする。
(3) 学期をまたがって聴講する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。
(4) 複数の研究科に併願する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

別表Ⅰの４ 委託生修学科

(年額)

研 究 科	修 学 料
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	304,000 円
文 化 情 報 学 研 究 科	345,500 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	472,000 円
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 研 究 科	359,000 円
心 理 学 研 究 科	370,500 円

- ・ 修学期間が春学期又は秋学期に限る場合は、修学科を2分の1とする。

別表Ⅰの５ 外国人留学生（特別学生） 入学金及び研修料

研 究 科	入 学 金	研 修 料 (年額)	研 修 料 (年度内の在学期間が7月以内の場合)
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	50,000 円	480,000 円	240,000 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	50,000 円	520,000 円	260,000 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	50,000 円	660,000 円	330,000 円
心 理 学 研 究 科	50,000 円	540,000 円	270,000 円

- (1) 研修料については、2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
(2) 特別学生が正規課程に進学した場合、正規課程の入学金は特別学生時の入学金相当額を差し引いた額とする。
(3) 期間延長者（同志社大学外国人留学生内規第4条第2項該当者）については、重複して入学金を徴収しない。また、研修料は入学年度の額を適用する。
(4) 秋学期入学者の学費については、入学年度の春学期入学者の学費を適用する。
(5) 特別学生が、年度内に20単位を超えて学科目登録をする場合は、超過する分1単位につき上記入学金及び研修料のほかに、学部授業科目を登録するときは学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻を除く大学院授業科目を登録するときは大学院学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻授業科目を登録するときは専門職大学院学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、グローバル教育プログラム科目、日本語・日本文化教育プログラム科目及び日本語・日本文化教育科目を登録するときは学則別表Ⅰの2に定める神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部の履修料相当額を研修料として納入すること。

(6) 研修料の総額が当該年度の第1年次の授業料を超える場合は、その額にとどめる。

(7) 外国の大学の教育計画で在学する特別学生又は本学と特定の外国の大学との協定により在学する特別学生その他特別の事情のある場合は、部長会の審議を経てこの学費を適用しないときがある。

別表Ⅰの6 外国人研究生 研究指導料 (月額)

課程	研究科	研究指導料
博士課程（前期課程） 又は修士課程	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	25,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理工学及び生命医科学研究科	35,000 円
	心理学研究科	28,000 円
博士課程（後期課程）	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	25,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理工学及び生命医科学研究科	35,000 円
	心理学研究科	28,000 円
一貫制博士課程	脳科学研究科	35,000 円

別表Ⅰの7 大学院研究生 研究指導料

研究科	研究指導料	
	1 年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	305,000 円	152,500 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	325,000 円	162,500 円
理工学及び生命医科学研究科	415,000 円	207,500 円
心理学研究科	340,000 円	170,000 円
脳科学研究科	415,000 円	207,500 円

別表Ⅰの8 大学院研修生 研修料

研究科	研修料	
	1 年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	304,000 円	152,000 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	324,000 円	162,000 円
理工学及び生命医科学研究科	414,000 円	207,000 円
心理学研究科	339,000 円	169,500 円

別表Ⅰの9 入学検定料

区 分		金 額
一般入学試験 その他特別入学試験 転入学試験		35,000 円
外国人留学生入学試験 その他外国人留学生特別入学試験	書類選考および研究科独自試験を課す場合	15,000 円
	書類選考のみの場合	10,000 円
法学研究科ダブル・ディグリーコース入学試験		10,000 円
理工学研究科・生命医科学研究科 国際科学技術コース入学試験 ビジネス研究科グローバル経営研究専攻 入学試験	書類選考および研究科独自試験を課す場合	15,000 円
	書類選考のみの場合	10,000 円

別表Ⅱ 各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表 (省略)

同志社大学学位規程

(2020年4月1日改正)

この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）に準拠して制定したものである。

（学位の授与）

第1条 同志社大学学位は、この規程に基づきこれを授与する。
学位は、博士、修士、専門職及び学士とする。

（博士の学位）

第2条 博士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Doctor of Theology
一神教研究	Doctor of Philosophy in Monotheistic Studies
哲学	Doctor of Philosophy
英文学	Doctor of Philosophy in English Literature
英語学	Doctor of Philosophy in English Linguistics
文化史学	Doctor of Philosophy in History
国文学	Doctor of Philosophy in Japanese Literature
芸術学	Doctor of Philosophy in Art Theory
社会福祉学	Doctor of Philosophy in Social Welfare
メディア学	Doctor of Philosophy in Media Studies
教育文化学	Doctor of Philosophy in Education and Culture
社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
産業関係学	Doctor of Philosophy in Industrial Relations
政治学	Doctor of Political Science
法学	Doctor of Laws
経済学	Doctor of Economics
商学	Doctor of Philosophy in Commerce
政策科学	Doctor of Philosophy in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Doctor of Philosophy in Social Innovation
文化情報学	Doctor of Culture and Information Science
工学	Doctor of Philosophy in Engineering
理学	Doctor of Philosophy in Science
スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy in Health and Sports Science
心理学	Doctor of Philosophy in Psychology
アメリカ研究	Doctor of Philosophy in American Studies
現代アジア研究	Doctor of Philosophy in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Doctor of Philosophy in Global Society Studies
技術・革新的経営	Doctor of Philosophy in Technology and Innovative Management
学術	Doctor of Arts

（博士の学位授与の要件）

第3条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 大学院の課程を経ない者であっても、所定の博士論文の審査に合格し、かつ本条第1項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与するものとする。

（修士の学位）

第4条 修士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Master of Arts in Theology
一神教研究	Master of Arts in Monotheistic Studies
哲学	Master of Arts in Philosophy
英文学	Master of Arts in English Literature
英語学	Master of Arts in English Linguistics
文化史学	Master of Arts in History
国文学	Master of Arts in Japanese Literature
美学	Master of Arts in Aesthetics
芸術学	Master of Arts in Art Theory
社会福祉学	Master of Social Welfare
メディア学	Master of Arts in Media Studies
教育文化学	Master of Arts in Education and Culture
社会学	Master of Arts in Sociology
産業関係学	Master of Arts in Industrial Relations
政治学	Master of Political Science
比較政治学	Master of Arts in Comparative Political Studies
法学	Master of Laws
経済学	Master of Economics
商学	Master of Commerce
政策科学	Master of Arts in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Master of Arts in Social Innovation
文化情報学	Master of Culture and Information Science
工学	Master of Science in Engineering
理学	Master of Science
スポーツ健康科学	Master of Health and Sports Science
心理学	Master of Arts in Psychology
アメリカ研究	Master of Arts in American Studies
現代アジア研究	Master of Arts in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Master of Arts in Global Society Studies
経営学	Master of Business Administration
技術・革新的経営	Master of Arts in Technology and Innovative Management
学術	Master of Arts

（修士の学位授与の要件）

第5条 修士の学位は、大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者に授与するものとする。

(専門職学位)

第5条の2 本学において授与する専門職学位及び英文学位の名前は、次のとおりとする。

学位名	英文学位の名称
法務博士(専門職)	Juris Doctor
ビジネス修士(専門職)	Master of Business Administration

(専門職学位授与の要件)

第5条の3 専門職学位は、大学院の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(学士の学位)

第6条 学士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Bachelor of Arts in Theology
英文学	Bachelor of Arts in English
哲学	Bachelor of Arts in Philosophy
美学芸術学	Bachelor of Arts in Aesthetics and Art Theory
文化史学	Bachelor of Arts in History
国文学	Bachelor of Arts in Japanese Literature
社会学	Bachelor of Arts in Sociology
社会福祉学	Bachelor of Social Welfare
メディア学	Bachelor of Media, Journalism and Communications
産業関係学	Bachelor of Industrial Relations
教育文化学	Bachelor of Arts in Education and Culture
法学	Bachelor of Laws
政治学	Bachelor of Political Science
経済学	Bachelor of Economics
商学	Bachelor of Commerce
政策学	Bachelor of Arts in Policy Studies
文化情報学	Bachelor of Culture and Information Science
工学	Bachelor of Engineering
理学	Bachelor of Science
スポーツ健康科学	Bachelor of Health and Sports Science
心理学	Bachelor of Arts in Psychology
グローバル・コミュニケーション学	Bachelor of Global Communications
グローバル地域文化学	Bachelor of Global and Regional Studies
国際教養	B.A. in Liberal Arts

(学士の学位授与の要件)

第7条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与するものとする。

(学位論文の審査及び試験)

第8条 第3条第1項及び第2項に関する博士論文の審査及び試験、又は学力の確認並びに第5条に関する修士論文の審査及び試験は、次の手続によって行う。

(1) 第3条第1項及び第5条に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位論文審査願を添え、研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。

(2) 第3条第2項に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位申請書を添え、審査にあたる研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。学長は、これを受理するとともに、相当する研究科教授会又は研究科委員会に審査及び試験、又は学力の確認を委嘱する。

(3) 研究科教授会又は研究科委員会は、審査委員3名を選定する。ただし、研究科教授会又は研究科委員会が審査のために必要と認めたときは、博士論文の審査委員を4名又は5名とすることができる。

(4) 審査委員は互選によって主査委員を定めるものとする。

(5) 審査委員は、可及的速かに論文の審査をしなければならない。審査にあたって、直接口頭による総合試験、又は面接のうえ学力の確認を行う。この試験又は学力の確認は、学位論文を中心とし、これに関連ある分野にわたる総合試験、又は学力の確認の大綱は、審査委員において協議して定める。

(6) 主査委員は、論文審査及び総合試験、又は学力の確認の要旨、評点を記録し研究科教授会又は研究科委員会に提出し意見を開陳する。

(7) 研究科教授会及び研究科委員会は、構成員の3分の2以上出席し、その3分の2以上の同意をもって、学位論文の審査及び総合試験、又は学力の確認の結果について可否を決定する。票決は無記名投票とする。

(8) 学長は研究科教授会又は研究科委員会において合格が判定されたときは、研究科長会の審議に付し、学位授与の可否を決定する。

(学位論文の審査の協力)

第8条の2 前条の学位論文の審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(博士の学位審査手数料)

第9条 第3条第2項による博士論文の審査及び学力の確認については、手数料を必要とする。その額は、別表1にこれを定める。

(記録の保存)

第10条 学長は、学位授与に関し、審査及び試験又は学力の確認の経過その他必要事項を記録した記録簿を作成し、これを保存しなければならない。

(学位記)

第11条 学位を授与された者には、所定の学位記をもってこれを証する。

2 学位記の様式は、別表2にこれを定める。

3 大学院学則第6条の7に定める博士課程教育リーディングプログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨付記するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネット

の利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会又は研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前条及び前2項の規定によるインターネットの利用による公表は、同志社大学学術リポジトリにより行うものとする。

(報告)

第14条 博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の名称)

第15条 この規程により博士、修士、専門職又は学士の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第16条 不正の方法により学位を授与された事実の判明したときは、すでに授与した学位を取り消すものとする。

2 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、その学位を取り消すことができる。

3 第1項の学位の取消し手続きは、別に定める。

4 第1項により学位を取消された者の学籍は退学とし、再入学は認めないものとする。

5 学位規程第3条第2項により授与された学位を第1項により取消された者は、本学に対して学位論文の審査を請求することはできない。

附 則

1 この規程は、2005年4月1日から施行する。
2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
2 第4条に規定する学位は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
2 第6条に規定する学位は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
2 第4条及び第6条に規定する学位は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2020年4月1日から施行する。

別表 1 博士の学位審査手数料

博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年以内の期間内に学位論文を提出する場合	25,000 円
博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年を超える期間経過した後学位論文を提出する場合	150,000 円
学外者で、論文提出による場合	150,000 円
学内教職員で、論文提出による場合	75,000 円

備考 博士課程の後期課程又は一貫制博士課程に在学する者及び在学中に学位論文を提出して退学した者の審査手数料は不要。

別表 2 学位記様式 (略)

大 学 院 一 般 内 規（博士課程・修士課程・専門職学位課程共用）

（2020 年 4 月 1 日改正）

学 年 暦

別に定める「学年暦」は、年間の行事を示し、特別の通知・掲示がない限りこのとおり行われる。行事の詳細については、その都度指示する。

学 籍 番 号

- 1 学生には、入学と同時に学籍番号が付与され、在学する期間を通じて変わらない。
- 2 転入学生には、転入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 3 再入学生には、再入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。

学 生 証

- 1 学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯しなければならない。
- 2 学生証は、課程修了、退学及び除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。ただし、別に定める手数料を納入することを要する。
- 4 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

履修科目の登録

- 1 履修する科目は、学年暦に定められた期間に登録しなければならない。ただし、在学留学が認められた場合は、これによらないことがある。
- 2 留学期間中に外国の大学の大学院で取得した単位のうち、「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」により当該研究科教授会又は研究科委員会が認定したものは、本学で修得した単位に加算する。
- 3 合格となった科目は、再度登録履修することはできない。ただし、司法研究科については、別に定める取扱いによる。

試 験

- 1 学費未納のままでは受験できない。
- 2 未登録の授業科目は、受験できない。
- 3 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。

- 4 試験には、必ず学生証を持参しなければならない。
- 5 試験に15分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後30分経過するまでは退室できない。

修士論文・学位授与式

1 修士論文

- (1) 論文題目は当該研究科の定める期日までに、所定の様式により2通提出すること。これにより論文指導の担当者決定される。
- (2) 論文の提出期日、論文用紙及び制限枚数は、当該研究科において別に定める。
- (3) 提出部数は3部とし、それぞれに参考文献目録、梗概及び提出者の写真を添付すること。
- (4) 参考文献目録、付図、付表等は論文の制限枚数に算入しない。
- (5) 論文は、大学院において製本・保管する。製本に要する費用は、納入しなければならない。

2 学位授与式

春学期末と秋学期末の2回とし、大学の卒業式と同時に行う。

学 業 成 績

- 1 学業成績は、A+、A、B+、B、C+、C及びFで評価し、C以上の成績を合格とする。ただし、研究科の定めるところにより、特定の授業科目の学業成績は、合格又は不合格で評価することができる。
- 2 成績は、成績原簿に記録される。
- 3 不合格となった科目を再履修し、合格となった場合は、直近の不合格の評価のみ改変される。

届書・願書

届書及び願書には、次のようなものがある。

1 届 書

- (1) 改姓（名）届 戸籍抄本添付のこと。
- (2) 住所変更届 新旧住所併記のこと。

2 願 書

- (1) 休 学 願 理由書（診断書等）添付のこと。
- (2) 退 学 願 理由書添付のこと。
- (3) 再 入 学 願 理由書添付のこと。
- (4) 在学留学願 留学する大学の大学院の入学許可書添付のこと。

(5) 転研究科転専攻願 理由書添付のこと。

以上の各種届書及び願書は、所定様式により提出する。必要によっては、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て処理される。なお、教室使用願、物品使用願等は、願い出責任者を明記のうえ、教育支援機構教務部に提出すること。

再入学

- 1 退学日又は除籍日から5年以内に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、再入学を許可する。
- 2 再入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 再入学を許可する研究科・専攻は、退学又は除籍時の研究科・専攻とする。ただし、退学又は除籍時の研究科・専攻が存在しない場合及び学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学願を審議する研究科教授会又は研究科委員会は、学長が指定する。
- 4 再入学を許可する年次、修業年限及び在学年限は、再入学前に在籍していた期間により定める。
- 5 再入学生の教育課程は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同様とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、再入学後の学籍は退学時のものとする。

転研究科・転専攻

- 1 転研究科及び転専攻は、やむを得ない事情の生じた場合に限り、関係研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て許可することがある。ただし、課程を変更することは、認めない。

- 2 いったん転研究科・転専攻を許可した学生の再転研究科・転専攻は認めない。
- 3 転研究科・転専攻願書の受付期限は秋学期講義最終日とし、許可決定の時期は、当該年度の終わりとする。

免許資格課程登録料

免許資格課程を登録する者は、次の各号の免許資格課程登録料を納入しなければならない。

- (1) 教職課程 30,000 円
- (2) 博物館学芸員課程 10,000 円
- (3) 図書館司書課程 10,000 円

- 2 免許資格課程登録料の詳細は、別に定める。

教育実習費

教育実習を登録する者は、登録と同時に実習費を納めなければならない。

諸会費

本学が代理徴収を行う学会及び卒業生団体の諸会費は、所定の期日までに納入しなければならない。

教員免許状

中学校教諭、高等学校教諭等の教育職員免許状を得ようとする者は、所定の教職課程科目の単位を修得しなければならない。

附 則

この内規は2020年4月1日から施行する。

大学院研究生に関する内規

(2023 年 4 月 1 日改正)

- 第 1 条 大学院学則第 24 条の 3 の研究生に関する取扱いは、この内規の定めるところによる。
- 第 2 条 研究生として研究を希望する者は、所定の研究生願書に指導教授の推薦書及び写真を添えて、学期の開始前に当該研究科長に願い出るものとする。
- 第 3 条 研究生の研究期間は、学期始めから 1 年又は半年とする。継続して研究を希望する者は、研究期間が終了するまでに、理由を付して当該研究科長に願い出なければならない。
- 第 4 条 研究生として研究を許可された者は、所定の期日までに別に定める研究指導料を納入しなければならない。
- 2 研究生には、研究生証を交付する。

- 第 5 条 研究生が、授業科目を履修又は聴講しようとするときは、科目等履修生又は聴講生とならなければならない。
- 第 6 条 研究生が学内施設及び設備を使用するときは、研究生証を提示しなければならない。
- 第 7 条 この内規の実施に関する事務は、教育支援機構教務部今出川校地教務課の所管とする。
- 第 8 条 この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。
- 附 則
- この内規は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

大学院研修生に関する内規

(2023 年 4 月 1 日改正)

- 第 1 条 大学院学則第 24 条の 4 及び専門職大学院学則第 38 条の研修生に関する取扱いは、この内規の定めるところによる。
- 第 2 条 研修生として研修を希望する者は、所定の研修生願書に指導教員の推薦書及び写真を添えて、学期の開始前に当該研究科長に願い出るものとする。
- 第 3 条 研修生の研修期間は、学期始めから 1 年又は半年とする。継続して研修を希望する者は、研修期間が終了するまでに、理由を付して当該研究科長に願い出なければならない。
- 第 4 条 研修生として研修を許可された者は、所定の期日までに別に定める研修料を納入しなければならない。
- 2 研修生には、研修生証を交付する。

- 第 5 条 研修生が、授業科目を履修又は聴講しようとするときは、科目等履修生又は聴講生とならなければならない。
- 第 6 条 研修生が学内施設及び設備を使用するときは、研修生証を提示しなければならない。
- 第 7 条 この内規の実施に関する事務は、教育支援機構教務部今出川校地教務課の所管とする。
- 第 8 条 この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。
- 附 則
- この内規は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

外国留学に関する諸規程

外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規

(設置)

第1条 本学の学部又は大学院の学生が、本学の教育課程の一環として学則第27条の2、大学院学則第20条の2、専門職大学院学則第29条又は法科大学院学則第15条により留学する場合は、この内規の定めるところによる。

(教育機関の定義)

第2条 この内規にいう外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育機関をいう。

2 外国の大学の調査認定は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が行う。

(留学の定義)

第3条 この内規にいう留学とは、本学の許可を受けて外国の大学に在学し、科目を履修し、又は研究指導を受けることをいう。

(条件)

第4条 この内規の適用を受けて留学する学生は、次の要件を満たさなければならない。

ただし、大学院学生には適用しない。

(1) 本学に1年以上在学していること。

(2) 30単位以上修得していること。

2 前項第2号は、当該学部教授会の認める特別の事情がある場合には、適用しない。

(学籍)

第5条 この内規の適用を受けて留学する学生の本学学籍上の取扱いは、在学留学とし、休学としない。ただし、学生が休学を認められ、外国の大学で学修する場合は、この内規は適用しない。

(期間)

第6条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。在学留学期間の算定は、留学先大学の別にかかわらず、当該教育課程における在学留学期間の通算にて行う。

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、1年間を限度として、在学留学期間の延長を許可する。

(履修)

第7条 留学する大学での履修については、留学前に留学する大学の授業科目を検討した上、当該学部又は研究科の指導を受けなければならない。

(学生納付金)

第8条 この内規の適用を受けて留学する学生は、留学中所定の学生納付金を納入しなければならない。

(手続)

第9条 外国の大学に留学する学生で、この内規の適用を希望する場合は、在学留学願を当該学部長又は研究科長を通じて学長に提出するものとする。

2 出発・帰国に際しては、留学出発・帰国届を当該学部長又は研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 在学留学期間の延長を願ひ出る場合は、在学留学延長願を当該学部長又は研究科長を通じて、学長に提出するものとする。

(単位認定)

第10条 単位認定を受けようとする者は、帰国後速やかに、次に掲げる必要書類(留学した大学の発行するもの)を添付した取得単位認定願を、当該学部長又は研究科長に提出するものとする。

(1) 成績証明書(時間数、単位数、科目名を明記したもの)

(2) 指導教員又はこれに準ずる教員の所見を記したもの

(3) 受講した科目の内容を説明した教授細目

(4) 大学履修要項

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会は、関係機関と協議の上審議し、留学した大学での取得単位を学則の定めるところにより認定することができる。

(帰国後の登録及び履修)

第11条 留学した学生の帰国直後の春学期又は秋学期における登録及び履修については、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が出国時までの履修状況等を勘案し、特別の措置を講ずることがある。なお、設置科目によっては関係機関との協議を必要とする。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際センター国際課が取り扱う。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。

同志社大学外国協定大学派遣留学生に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、同志社大学外国協定大学派遣留学生制度を設け、本学の外国協定大学に学生を派遣し、もって本学建学の精神である国際主義を体得した学生を養成することを目的とする。

（定義）

第2条 この制度による外国協定大学派遣留学生とは、本学と外国の大学との大学間協定に基づき、学長の推薦により、外国の大学に留学する学生をいう。

（取扱い）

第3条 外国協定大学派遣留学生として留学をする場合は、この内規によるほか、「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」の定めるところによる。

（出願条件）

第4条 外国協定大学派遣留学生として出願できる学生は、学力、人物共に優秀で本制度の趣旨をよく理解し、留学年度の4月1日現在、学部2年次生以上の者又は大学院に在学中の者とする。

（義務）

第5条 外国協定大学派遣留学生として留学を希望する学生は、募集要項に定める出願書類を指定された期日までに提出しなければならない。

（推薦方法）

第6条 外国協定大学派遣留学生は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の推薦に基づき、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が候補者を決定し、留学先大学に推薦する。

（候補者の決定）

第7条 外国協定大学派遣留学生の最終決定は、留学先大学による当該留学生の受入れ決定に基づき、学長がこれを行う。

（留学期間）

第8条 留学期間は、留学先大学の正規の1年以内とする。ただし、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が外国協定大学への在学留学期間の延長を認めることがある。

（事務）

第9条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際センター国際課が取り扱う。

（改廃）

第10条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。

関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書

(2004 年 4 月 1 日改正)

関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学は、各大学大学院の規則に定めるところにより、大学院の学生を相互に派遣し、他大学大学院の授業科目を履修し単位を取得することを認めるにあたり、次の事項について合意に達したので、ここに協定を締結する。

〔受入れ〕

第 1 条 各大学大学院の修士課程、博士課程（前期および後期の課程に区分した博士課程、もしくはこの区分を設けない博士課程のいずれも含む）、または専門職学位課程に在籍する正規の学生が、研究上の必要により他大学大学院の授業科目の履修および単位の取得を希望するときは、当該授業科目を開設する大学の学長は当該学生を受け入れることができる。

〔単位互換履修生〕

第 2 条 各大学大学院は、前条により受け入れた学生を「関西四大学単位互換履修生」(以下、「履修生」という。)として取り扱う。

〔履修期間〕

第 3 条 履修生の履修期間は、履修生の希望を勘案のうえ、受入大学大学院が決定する。

〔授業科目の範囲および単位数〕

第 4 条 履修生が履修できる授業科目の範囲および取得できる単位数は、別に定める。

〔受入学生数〕

第 5 条 各授業科目に履修生として受け入れる学生数は、受入大学大学院が決定する。

〔派遣および受入手続〕

第 6 条 履修生の派遣および受入手続は、別に定める。

〔単位の授与等〕

第 7 条 履修生の履修方法、単位の授与等については、受入大学大学院の正規の学生と同様に扱う。

〔履修料等〕

第 8 条 履修生の選考料および履修料等は、別に定める。

〔覚書〕

第 9 条 本協定の実施に必要な事項について定めるために、覚書を締結する。

附 則

- 1 この協定は、1998（平成 10）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この協定の締結に伴い 1998（平成 10）年 3 月 31 日をもって「関西四大学大学院学生の交流に関する申合せ」は廃止する。
- 3 この協定は、2004（平成 16）年 4 月 1 日から改正施行する。

障がいのある学生への受講に対する配慮

身体、精神・発達等に障がいのある学生が、他の学生と等しい条件のもとで科目を受講できるよう、「合理的配慮」について検討します。

合理的配慮を希望される場合は、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（SDA 室）までご相談ください。

単位制について

単位制とは、各研究科ごとに定められた授業科目を登録・履修し、試験に合格することによりそれぞれの授業科目の所定の単位を得、修業年限中に修了に必要な単位数を修得していく制度です。

下記に記載している大学院学則のとおり、1 単位は、教室等での授業時間と準備学習や復習の時間を合わせて標準 45 時間の学修を要する教育内容をもって構成されています。授業だけでなく、準備学習や復習の時間の重要性をよく理解しておくようにしてください。

修了必要単位数は研究科によって異なるので、所属研究科の欄を参照してください。大学院授業科目の単位数の計算は、次の基準によります（大学院学則第 6 条）

第 6 条 各研究科における授業科目、履修方法等は、別表Ⅱにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に依り、次の基準による。

- （1）講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- （2）実験及び実習については、30 時間から 45 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- （3）第 1 号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前 2 号に規定する基準を考慮して本大学院が定める。

交通機関の不通と暴風警報・特別警報発表に伴う 授業・試験の実施について（司法研究科以外）

交通機関が不通の場合および暴風警報、特別警報が発表された場合、授業ならびに試験の実施については、以下の措置をとります。

I. 交通機関の不通（原因の如何を問わず）の場合

- ・以下のいずれかに該当する交通機関の不通が発生した場合、発生時の次の講時からその日の授業・試験の一部あるいは全部についてその実施を中止します。
- ・その後の授業・試験の開始等措置は、以下の表のとおり、開通時刻により開始講時を決定します。（早朝からの不通が6時30分までに開通した場合は、平常通り授業を実施します。）
- ・該当交通機関での事故等による一時的な運転見合わせの際には、平常通り授業・試験を実施しますので、ご注意ください。

1. 対象となる交通機関

[今出川校地]

- イ. 京都市営バスと地下鉄が同時に全面不通の場合
- ロ. 阪急電車（京都河原町～大阪梅田間）、京阪電車（出町柳～淀屋橋間）、近鉄電車（京都～大和西大寺間、大和西大寺～大阪難波間）、JR（神戸～米原間）のうち、2以上の交通機関が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

[京田辺校地]

- イ. 京都市営バスと地下鉄が同時に全面不通の場合
- ロ. 阪急電車（京都河原町～大阪梅田間）、京阪電車（出町柳～淀屋橋間）、近鉄電車（京都～大和西大寺間、大和西大寺～大阪難波間）、JR（神戸～米原間、木津～京橋間）のうち、2以上の交通機関が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合
- ハ. 近鉄電車（京都～大和西大寺間）が全面不通の場合

2. 交通機関開通時刻と授業・試験開始講時

開 通 時 刻	授業・試験開始講時
6時30分までに開通	1 講時から実施
6時31分から10時30分までに開通	3 講時から実施
10時31分から15時30分までに開通	6 講時から実施
15時31分以後に開通	全 講 時 休 講

II. 暴風警報あるいは特別警報発表の場合

- ・以下の区域において暴風警報あるいはなんらかの特別警報が発表された場合、発表時の次の講時からその日の授業・試験の実施を中止します。
- ・ただし、発表された時点で、すでに実施中あるいは開始直前の授業・試験については、警報の緊急性等を考慮の上で、大学がその中止を判断します。
- ・特別警報が発表された場合、該当地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。警報発表地域にいる学生は、各自ただちに命を守る行動をとってください。特別警報の種類は問いません。ただし、特別警報発表時に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動してください。また自宅や通学中の学生で特別警報が発表された地域にいる場合は、自身の判断により、命を守るために最善と思われる行動をとってください。
- ・警報解除の後、危険が回避されたことが確認された場合には、以下の表のとおり、警報解除時刻により授業開始講時を決定します。それ以外の場合、状況判断の上、別途指示します。
（早朝からの警報が6時30分までに解除となった場合は、平常通りの授業を実施します。）

1. 警報発表対象地域

- ・予報一次細分区域における
京都府南部、大阪府
- ・予報二次細分区域における
京都・亀岡、南丹・京丹波、山城中部、山城南部、大阪市、北大阪、東部大阪、南河内、泉州

■警報・注意報が市町村を対象区域として発表される※ようになっていることから、以下の表に示す市町村のいずれかに警報が発表された場合は、該当の予報二次細分区域に警報が発表されたものとして、授業・試験の実施は中止します。

※テレビやラジオの放送では、これまでどおり「市町村をまとめた地域の名称」で発表される場合があります。

京都府南部

予報二次細分区域	市町村
京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
南丹・京丹波	南丹市、京丹波町
山城中部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南部	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

大阪府

予報二次細分区域	市町村
大阪市	大阪市
北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四条畷市、交野市
南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

2. 警報解除時刻と授業・試験開始講時

警報が解除される時間帯によって、以下のとおり授業・試験を実施します。

警 報 解 除 時 刻	授業・試験開始講時
6時30分までに解除	1 講時から実施する。
9時30分までに解除	1・2 講時は実施しない。3 講時から実施する。
14時30分までに解除	1～5 講時は実施しない。6 講時から実施する。
14時31分時点で警報が発表中	全講時実施しない。

Ⅲ. I、Ⅱにかかわらず、授業・試験を行うことが困難あるいは危険であると学長が判断した場合、休講・中止とすることがあります。

Ⅳ. 試験期間中にこの措置が適用された場合、当該試験の実施に関しては、必要に応じて大学HP、DUETあるいは学内掲示板等を利用して案内します。

Ⅴ. 特別警報、暴風警報等の発表時には、必要に応じ、大学HP、DUET あるいは学内掲示板等を利用して、大学から学生に対して連絡を行います。

大学 HP、DUET 等を確認するようご注意ください。

以上



発 行 同志社大学 文化情報学研究科
〒610-0394
京都府京田辺市多々羅都谷1-3
☎ 0774-65-7610
発行日 2023年4月1日

